

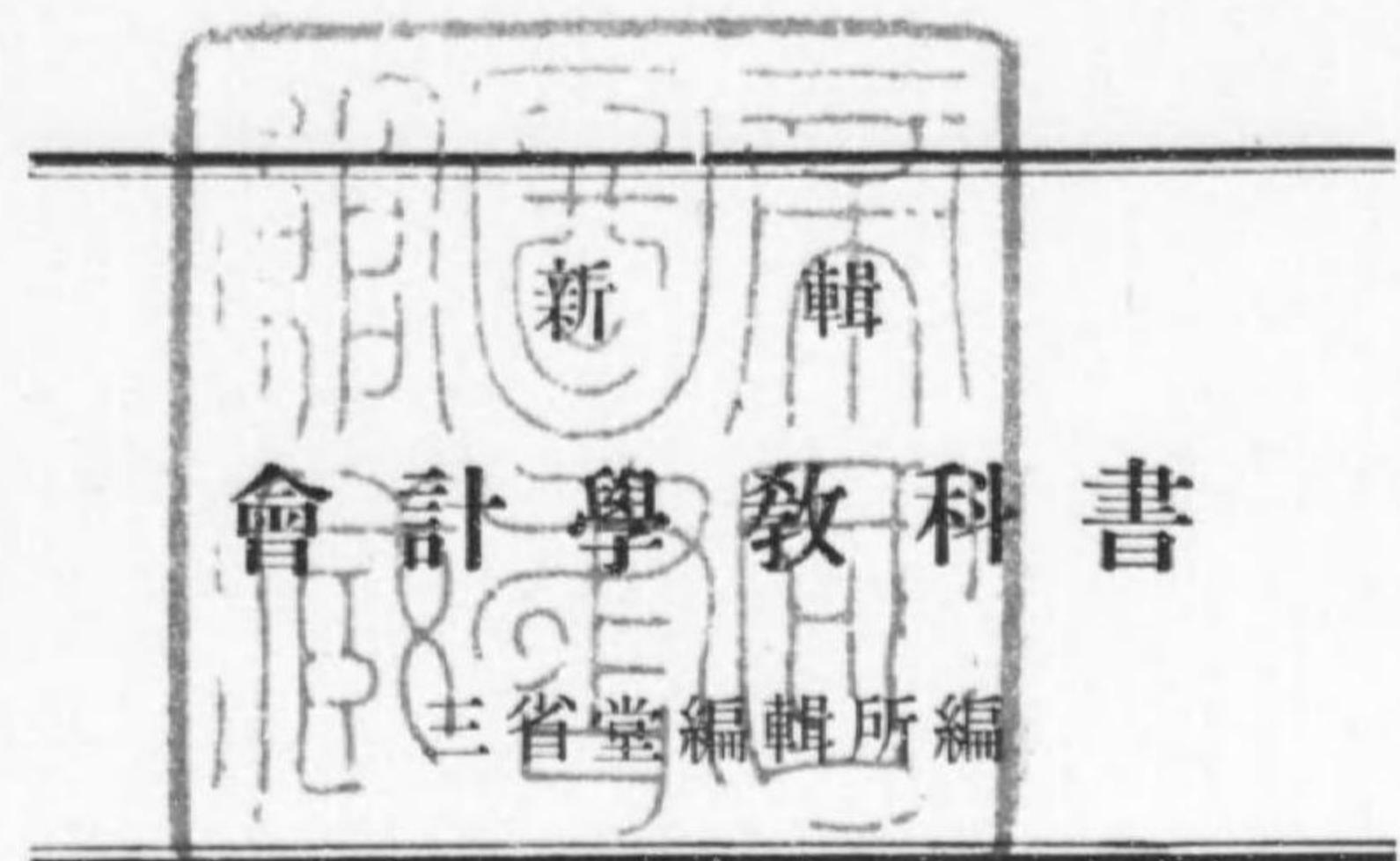
新 輯
會計學教科書

始



1 2 3 4 5 6 7 8 9 70 1 2 3 4 5

特216
784



東京 三省堂 大阪

序 文

會計學は企業の財務に關する特殊な研究で、企業の經營及びその結果を正しく理解するため缺くべからざる學問である。企業の經營はその財務を離れて理解することの出來ないもので、財務は經營の根幹であると同時に指導者である。財務によつて經營の内容及び成績が明らかにされるばかりでなく、經營の方針も決定される。

企業の財務は靜的に觀れば、それが如何に組み立てられてゐるかといふことになるが、かかる財務の構造は貸借對照表によつて最も明瞭に表現されてゐる。また企業の財務を動的に觀れば、それが如何に動き且つ如何なる成果を擧げてゐるかといふことになるが、かかる財務の活動及び成果は損益計算書によつて最も明瞭に表現されてゐる。故に企業の財務を研究する場合も、それが貸借對照表及び損益計算書に現はれる形式を通して研究するとき最も效果がある。ここに企業財務に關する特殊な研究としての會計學の必要と役割とがある。かかる觀方に從つて本書に於ける第一章乃至第十一章は主として貸借對照表の上に現れて來る企業の財務的構造を明らかにし、第十一章乃至第十三章は主として損益計算書の上に現れて來る企業の財務的成果を明らかに

するものである。また第十四章に於ては企業の財務全體の關係を分析して、これを綜合的に觀察する方法について述べた。

貸借對照表及び損益計算書は共に簿記の研究に於ても重要な事柄であるから、會計學と簿記とは密接な關係があり、簿記の知識は會計學の研究にとって缺くべからざる豫備的知識である。故に會計學は先づ簿記を學習したる後教授されるといふことが一般的の順序であるが、本書もかかる順序に従ひ教授されるものと考へて編述した。隨つて學習者の簿記知識が本書を理解するためには不十分と認められるやうな場合には、教授者に於て適宜これを補足されるやう努められたい。

昭和十四年十一月

編 者

目 次

第一章 緒論	1
1. 會計學の性質 — 2. 會計學と簿記 — 3. 會計學の歴史	
第二章 財產と資本	5
1. 企業の財務 — 2. 企業の資本 — 3. 企業の財產	
4. 財產と資本の關係	
第三章 資本の構造	9
1. 總資本 — 2. 總資本の構成と經營の安全 —	
3. 自己資本 — 4. 借入資本	
第四章 自己資本	15
第一節 株金(又は資本金)	15
1. 株金(又は資本金) — 2. 未拂込株金(又は未拂込資本金) — 3. 割増拂込金(又は額面超過拂込金) —	
4. 水割株金	
第二節 積立金	25
1. 法定積立金 — 2. 任意積立金 — 3. 社債償還積立金と社債償還資金 — 4. 積立金の使用とその消失 — 5. 積立金の取崩順位 — 6. 積立金の管理 — 7. 祕密積立金 — 8. 擬制積立金	
第三節 利益金	38
1. 繰越利益金 — 2. 當期利益金 — 3. 假裝利益金	
第五章 借入資本	41

第一節 固定借入資本	41
1.社債—2.外貨社債と爲替相場—3.社債割引金	
第二節 流動借入資本	47
1.短期借入金—2.取引上の債務—3.未拂費用 4.諸預り金及び未拂配當金—5.支拂割引豫定金	
第三節 保證債務	51
1.手形割引義務—2.手形裏書義務—3.債務保證	
第六章 財産の構造	55
1.總財產—2.固定財產—3.準固定財產—4.流動財產	
第七章 財産の評價	60
1.財産評價の重要性—2.原價と時價—3.處分價值と使用價值及び收益還元價值	
第八章 有形固定財產	65
1.減價銷却の原因—2.減價銷却の計算—(i)定額法若しくは直線法—(ii)遞減法—(iii)各種比例法 3.直接銷却と間接銷却—4.銷却計算の修正	
第九章 無形財產	74
1.無形財產の意義—2.無形財產の評價—3.無形財產の記載—4.無形財產の銷却—5.創業費と無形財產—6.建設利息と無形財產	

第十章 流動財產	82
1.取引財產の評價—2.商品増價引當又は商品減價引當—3.取引債權の評價—4.受取割引豫定金—5.不渡手形引當及び貸倒引當—6.有價證券の評價—7.其他の流動財產	
第十一章 損 益	89
1.損益の分類—2.營業損益—3.賣買損益—4.一般營業費—5.營業外損益—6.雜損益—7.純益の處分—8.缺損の處理	
第十二章 評價損益	95
1.評價損益と未實現損益—2.評價損益と資本の修正	
第十三章 損益的支出と資本的支出	101
1.損益的支出と資本的支出との區別—2.區別の標準	
第十四章 經營分析	104
1.貸借對照表分析の方法—(i)流動比率及酸性試驗比率—(ii)固定比率—(iii)負債比率—(iv)受取勘定比率—(v)留保利益比率—(vi)當期純益比率—(vii)商品回轉率—(viii)賣掛金回轉率—(ix)資本回轉率—(x)固定財產回轉率—2.損益計算書分析の方法—(i)賣上高に對する損益諸要素の比率—(ii)賣買總益率又は賣買差益率—(iii)賣買純益率—(iv)營業利益率—(v)營業外損益比率—(vi)當期利益比率—(vii)販賣費構成比率—(viii)一般營業費構成比率—(ix)利益處分比率	

第一 章

緒 論

1. 会計學の性質 会計學とは企業經營の財務に關して特殊な研究を行ふ學問である。詳しく述べれば、企業の財產及び資本の狀態、損費及び收益の發生等の事柄を明瞭且つ正確に知るための學問である。財產及び資本は企業の骨組となるものであるから、その實情を明らかにすることは企業財務の研究に於て極めて大切な事柄である。又損費及び收益は企業の活動から生ずる結果で、これによつて企業の成績が左右されるものであるから、その發生を明らかに知ることも企業財務の研究に於て缺くべからざる事柄である。企業が大規模となり、その經營が複雑となるに従つて、これ等の事柄も益々複雑となるから、會計學の研究は一層必要となり、その知識を十分に具へてゐなくては、今日の企業財務を正確に理解することが困難となる。

2. 会計學と簿記 簿記は企業の財務に關する記錄及び計算の組織を研究するものであるから、會計學と極めて關係の深いものである。然し簿記が會計學と異なる要點は、それが専ら記錄及び計算の組織を研究するもの

で、會計學の如く企業財務の内容について研究するものではないといふところにある。これをたとへてみれば、簿記が主として寫眞の寫し方を研究するものであるとすれば、會計學はその寫眞の中に現れて來る人物や風景を研究するものであるといふことが出来る。どちらも同じ人物や風景を取扱ふ點において等しいが、簿記は如何にすれば鮮明に、美しくこれが寫せるかといふことを専ら研究するのに對して、會計學はその人物が如何なる人物であるか、その風景が如何なる風景であるかといふことを専ら研究するものである。人物や風景の寫眞を立派に撮るにはその人物の特徴や、風景のよいところをよく知つてゐなくてはならないのと同様に、簿記をよく理解し、企業財務の記帳及び計算を完全に行ふためには、會計學の研究によつて企業財務に關する理論をよく理解してゐなくてはならない。故に會計學の理論は簿記の理論の基礎となるもので、簿記は會計學の理論に従つて組立てられてゐるものともいふことが出来る。然しそうの學問もさうであるが、特に會計學のやうに企業經營の實務と直接關係の深い學問は、一層これを實際に應用する場合、如何に役に立つかといふことを常に念頭に置いて研究されなくてはならないから、會計學を研究するものにとつて簿記の知識も同時に必要なもので、簿

記を離れては會計學を完全に理解することが出来ない。隨つて理論的には簿記と會計學とは區別されるが、實際的には、これを全然分離して研究、理解することは困難であつて、兩者は常に相伴つて研究されなくてはならない關係にあるものである。ただその研究の主眼とするところが異つてゐるから、常に簿記と會計學が同時に研究されるといつても、どちらを主とするかといふ點に於て自然相違が生ずるものである。簿記の研究に於ては、記録及び計算の組織を理解するのに必要な範圍で會計學の問題にも觸れなくてはならないが、その主眼とするところは記録及び計算の組織を明らかにするといふことである。これに反して、會計學の研究に於ては、企業財務の理論を完全に理解するのに必要な範圍で、實際これが如何に記録及び計算に現れるかといふ簿記の問題にも觸れる必要を生ずるが、その主眼とするところは企業財務の理論を明かにすることである。

3. 會計學の歴史 會計學は、十九世紀末から特に著しくなつた商工業の異常な進歩、發達によつて刺戟され、二十世紀になつて簿記から獨立して一つの學問と認められるに至つたものである。簿記の研究はイタリアに於て最も早く發達し、世界で最初の複式簿記書であるルカス・パチオリ (Lucas Pacioli) の著書も1494年ヴェニスで出

版された。然し近代商工業の異常な發達は英國に於て最も早く見られたから、會計學の最も早く發達したのもイギリスに於てであつて、Book-Keeping (簿記)に對して Accounting (會計學)といふ言葉が初めて使はれたのもイギリスに於てである。その後アメリカに於ける大規模な商工業の發達に伴つて、會計學最近の進歩はアメリカに於て最も顯著となつた。かくの如く會計學が簿記から獨立して發達するに至つたのは主として商工業の非常な發展に基づくものであるが、畢竟これは簿記の研究だけでは迅速顯著な發展をして來た商工業の財務を完全に處理することが困難となつたからである。前述の如く簿記の研究に於ても企業の財務に關する研究が必要な範圍で行はれてゐたものであるが、それは附隨的に行はれてゐるに過ぎなかつた。ところが企業の發展と共にその財務も非常に複雑となるから、簿記で行はれる範圍の財務の研究だけでは不十分となつて來た。その結果企業の財務を主たる研究の目的とする會計學の必要が生じ、それ迄とは研究の主客が轉倒されることとなつたのである。換言すれば、それ迄簿記に於て從たる研究として斷片的に取扱はれてゐた企業財務の理論を整理大成して、これを主たる研究の部分とする會計學が新たに生れて來たのである。

第二章

財産と資本

1. 企業の財務 企業が物資の生産又は配給を行ふには資本の吸收及び運用が當然必要であるが、かかる資本の吸收及び運用に關する事柄が企業の財務である。故に企業の財務は資本の吸收と運用との二つの方面に分けられるが、その吸收の方面から觀られる資本を狹義の資本といひ、その運用の方面から觀られる資本を財産と呼ばれる。隨つて企業の財務も資本の側面と財産の側面とを通して研究されなくてはならない。

2. 企業の資本 企業の資本とは企業の經營に投ぜられてゐる金額のことである。資本金が何程であるか、資本に對する收益が如何なる割合であるか、資本が過大又は過小であるか、等といはれるときの資本といふ意味はいづれも企業に投下されてゐる金額を指してゐるものである。かかる企業の資本は大別して經營者自らの所有に屬する所有資本又は自己資本と、經營者が外部から借入れた借入資本又は他人資本との二つに分けられる。通常の用法に従へば、所有資本又は自己資本が企業の資本と呼ばれ、他人資本又は借入資本は企業の負債といはれ

てゐる。負債は他人資本又は借入資本といふやうな資本の一種ではなく、消極財産といふ一種の財産に属するものであると觀ることが會計學に於ける通説であつた。然し企業の經營に使はれてゐる金額を指す點に於ては自己資本も負債も同様であつて、自己資本に對しては利益、借入資本に對しては利子といふ収益が生ずるものである。自己資本と負債とは企業に於ける資本吸收の仕方及び條件が異なるだけであつて、企業經營に必要な資本吸收の源泉を示す點に於ては全く等しい。財產は次に述べる通り、建物、機械等の如く、企業の經營に使はれる色々の物を指すのであつて、資本の吸收源泉とはその意味が非常に違つてゐる。財產とは企業經營の手段として役立つものを指すのであるから、消極財産といふ言葉は厳格にいふと無意味な言葉といはなくてはならない。積極的に役に立つから財產であつて、役に立たないやうなものは財產ではない。又企業が自己資本で機械を設備しても、借入資本でこれを設備しても、機械といふ財產が所有されることに少しも變りはなく、ただその資本の吸收源泉に相違があるに過ぎない。故に負債は財產の一種に属するものではなく、資本の一種に属するものと解しなくては不合理である。

3. 企業の財產 企業の財產とは企業が所有する土

地、建物、機械、現金等の如く、その經營に役立つところのものをいふ。これが前述の資本と異なる要點は、單なる金額で示されるものではなく、一つ一つ指示することの出來るやうな形態で存在するものを指してゐる點であつて、實際に製造販賣等に使はれてゐる有形、無形のものをいふところにある。故に資本に於て等しく百萬圓の企業であつても、その財產に於ては必ずしも等しいとは限らない。廣義に解釋すれば、財產も一種の資本であるが、具體的な資本で、狹義の資本即ち抽象的な資本とは異なるものである。換言すれば、資本はその吸收形態を觀るといふ立場から考へられた意味のものであり、財產はその運用形態を觀るといふ立場から考へられた意味のものである。

4. 財產と資本の關係 前述の如く資本とは企業に投下されてゐる金額のことで、財產とは企業經營の手段として働くもののことであるが、この二つのものは次の如く金額に於て常に等しいものである。

$$\text{財產合計金額} = \text{資本合計金額}$$

この兩金額が常に等しくなる理由は既に述べた通り、財產金額は企業の經營手段として使はれてゐる財產の在高を示すのに對して、資本金額はそれ等の財產在高に相當する企業への投資高を示すものであるからである。

即ち企業が所有する財産額の増減は企業への投資高(自己資本又は借入資本による)の増減を伴ふことなくして生ずることもないし,又企業への投資高(自己資本又は借入資本)の増減を生ずる場合も,これに相當する財産額の増減を作はないことはあり得ないからである。かかる財産在高と投資高との平衡關係が複式簿記に於ける貸借對照表の基礎原理となつてゐるものであり,複式簿記組織全體の根底となつてゐるものである。複式簿記に於ける貸借平衡の原理とはかかる財産在高と投資高の平衡關係について,財産在高を示す側を借方といひ,投資高を示す側を貸方といつて兩者金額の合致を貸借對照表,仕譯帳,試算表等の形式に於て明らかにしたものにはかならない。

第三章

資本の構造

1. 総資本 総資本とは企業に投下されてゐる総金額のことであるが,これが自己資本と借入資本とから成ることは既に述べた通りである。総資本高は企業に使はれてゐる資本高の全體を示すものであるから,企業の經營に必要な資本高といへば総資本高を指すべきものであり,又企業の成績を最もよく現すものは,かかる総資本高に對する總收益の割合,即ち總資本收益率でなければならぬ。企業經營の資本といふとき,その自己資本だけを指すものの如く解釋されることが多いが,自己資本で足りない部分が多少とも借入資本によつて補はれてゐるのが通常で,自己資本だけで經營の資本が足りてゐることは稀である。例へば,株金百萬圓,借入金二十萬圓で經營されてゐる企業の總資本は百二十萬圓であつて,この企業に使はれてゐる資本高は百二十萬圓であるといはなくてはならない。又この企業を買収して,全部自分の資本で經營しようとすれば,百二十萬圓を必要とすることも明らかである。必要な資本の内二十萬圓を借入資本によるか,自己資本によるかといふことは資本吸收上

の都合によることで、經營に必要な資本高の計算とは直接に關係なく生ずる事柄である。随つてかかる企業の經營から生ずる效果も總資本百二十萬圓に對する總收益の割合によつて觀察されるのが最も正確で、その總收益のうち幾何が借入資本の利子となり、又幾何が自己資本に對する純益となるかといふことは別の理由によつて決定される事柄である。換言すれば、製造工業に於ては、その製造及び販賣から生ずる總收益高から製造原價及びその他の諸費用を控除した殘餘收益がその企業から生ずる眞の收益であつて、借入資本に對する利息はかかる經營上の費用とは別の理由から生ずるものと考へなくてはならない。總資本、自己資本及び借入資本との收益との關係を分けて示せば次の通りである。

資本の種類	收益の種類	收益率の種類
自己資本	純 益	自己資本純益率
+借入資本	十利 息	借入資本利子率
總 資 本	總收益	總資本收益率

2. 總資本の構成と經營の安全 企業の總資本は自己資本と借入資本とに分けられること及びこの區別が企業資本の吸收源泉の相違によつて生ずることは既に述べた通りである。これ等二種の資本が總資本に於て占むる割合、即ち企業總資本の構成割合は企業經營の安

全と極めて重要な關係を持つものである。即ち借入資本は一定の返済期限と確定利子が附せられる資本であるから、自己資本と較べて經營の安全を害すべき危險の少からざるものである。故に總資本の構成に於て借入資本部分の過大に失することは出来るだけ避けなくてはならない。かくの如く總資本の中で借入資本の占むる割合が大となるに従つて企業の危險が増加することは次の表によつて明らかに知られる。

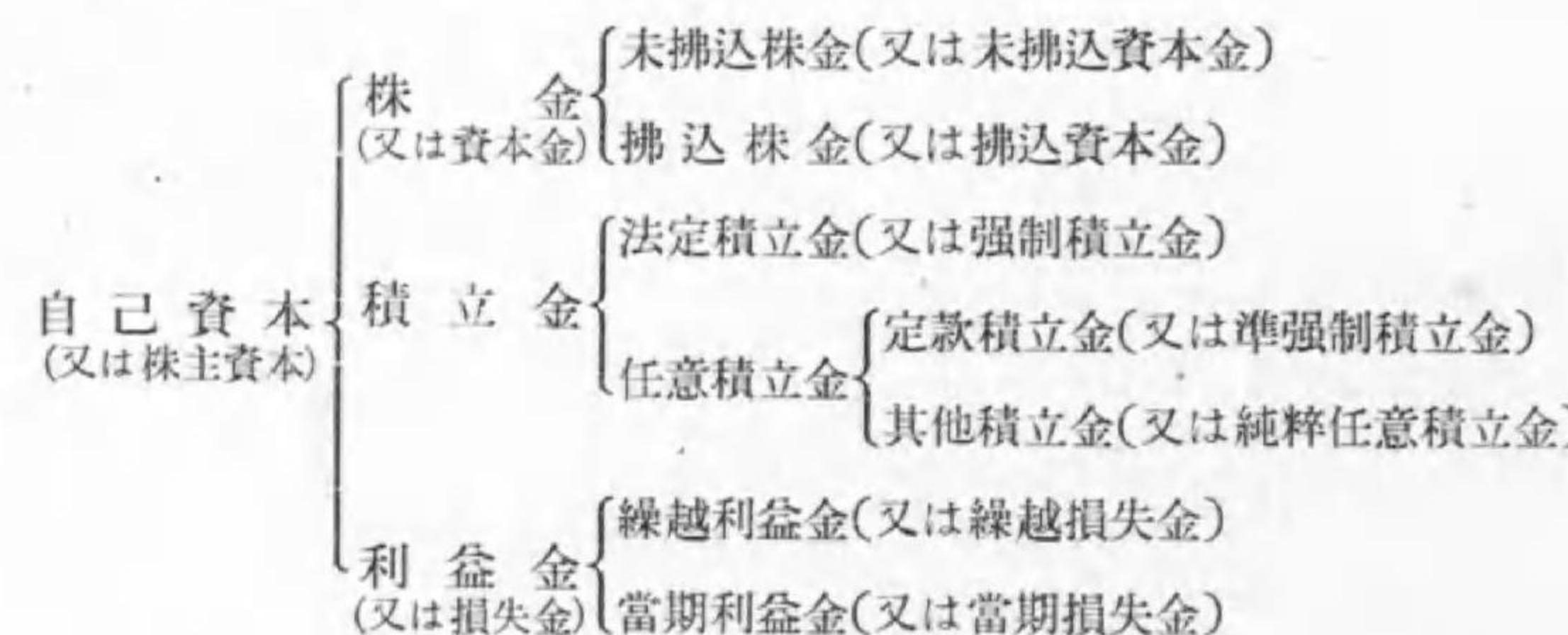
總資本の構成が自己資本純益率に及ぼすべき影響

總資本收益率 %	借入資本 0%	借入資本 20%	借入資本 40%	借入資本 50%
0	0	-2.5	-6.6	-10.0
2	2	0	-3.3	-6.0
4	4	2.5	0	-2.0
6	6	5.0	3.3	2.0
8	8	7.5	6.6	6.0
10	10	10.0	10.0	10.0
12	12	12.5	13.3	14.0
14	14	15.0	16.6	18.0

上の表は借入資本の利息歩合を10%と假定した場合、總資本中借入資本の占むる割合の大小に従つて、企業の純益が如何に影響されるかを示したものである。この表で總資本收益率といふのは、總資本(自己資本及び借入資本の合計)に對する收益高(利息を支拂はないものとし

ての總収益高)の割合のことである。上の如く總資本収益率が等しい場合に於ても、總資本の構成に於て借入資本の占むる割合が大となるに従つて企業の純益率には著しい相違を生ずるものである。又總資本収益率の變化が企業純益率の變化に及ぼすべき影響も借入資本の割合が大なる程甚だしいことが知られる。

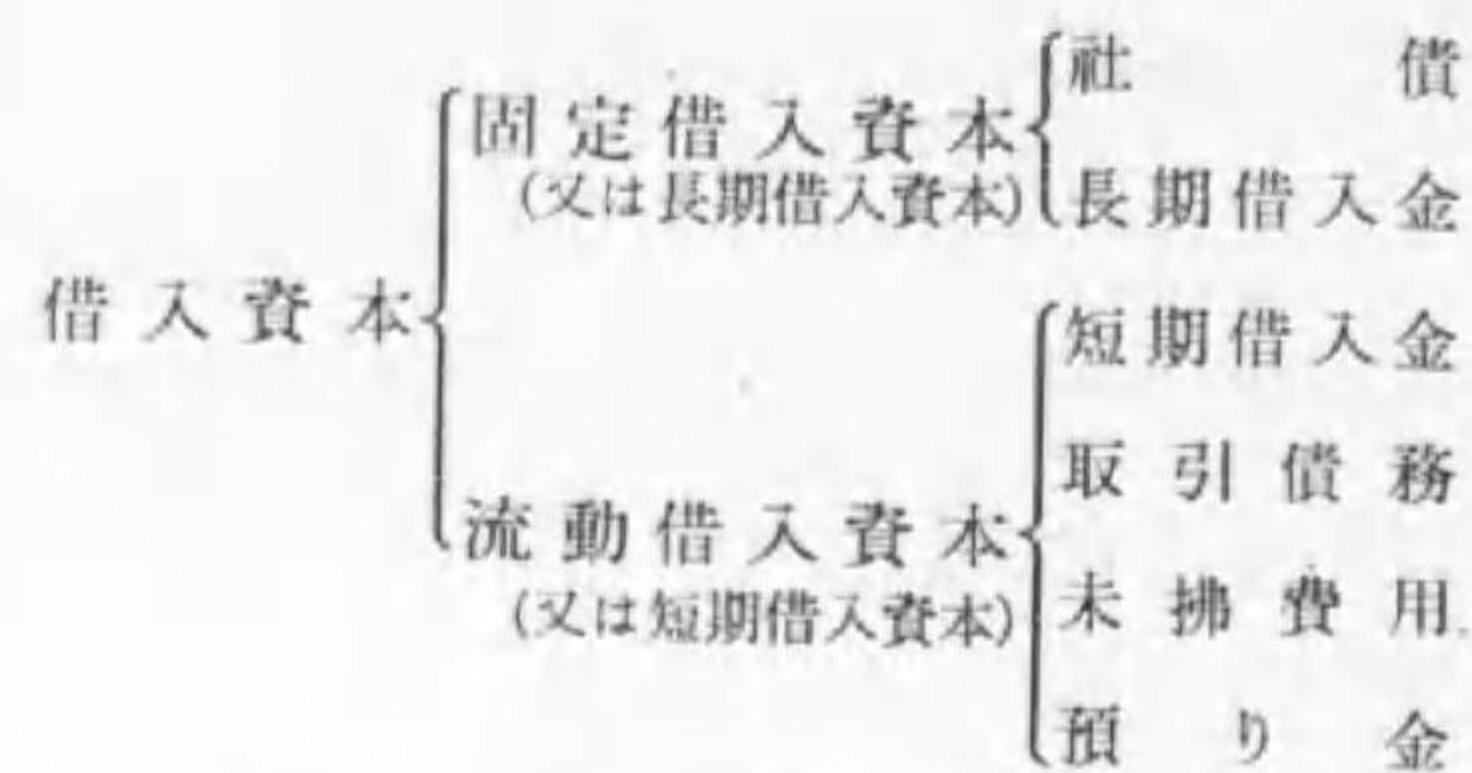
3. 自己資本 自己資本とは企業所有者自らの投下した資本高のことである。個人經營以外の企業に於ける自己資本は、その出資關係及び資本維持の必要等に基づいて更に細分される。かかる細分の最も徹底してゐるものは株式會社企業の自己資本であるから、これを表示すれば次の如くである。



上の如く株式會社企業に於ける自己資本は、先づ株金(又は資本金)、積立金、利益金の三種に分れ、更にそれ等が細分される。かかる自己資本の細分は主として株式會社企業に於ける資本維持の必要に基づいて發生するもの

で、株金は最も鞏固に維持されなくてはならぬ資本の部分、積立金は同様に維持される資本ではあるが、株金程にこれが強く要求されない部分、利益金は自己資本の一部ではあるが維持されることを要しない部分を示すものである。損失金は自己資本の一部としての實質を持つものではなく、自己資本の免除した部分を示すものである。故に貸借對照表に於て借方項目として示されるところの缺損金勘定は決して財産項目に屬すべきものではなく、貸方項目たる資本金に對する控除的性質を有する一種の評價勘定に過ぎない。

4. 借入資本 借入資本とは既に述べた通り、企業資本のうち他人から借入れた部分のことである。これが企業に投下されてゐる金額の一部を示す點に於ては自己資本と何等異なるところはないが、その資本所有が企業者自らに屬しない點に於て異なる。隨つて又借入資本には一定の返済期限があつて、期限付投下資本であるといふ點に於て自己資本と著しい相違がある。これをその期限の長短及び性質に従つて分類すれば次の如くである。



上の流动借入资本のうち,取引債務とは營業取引の結果として生ずる債務のことで,例へば買掛金及び仕入代金から生ずる支拂手形の如きものをいふ。又未拂費用とは決算期以前の負擔に屬すべき費用で,未だ支拂はれてゐない部分を決算整理上計上したものである。預り金とは使用人からの預り金或は得意先からの前受金,保證金等の如きものである。これ等三種の債務はその發生原因が他の借入資本とは異り,經營に必要な資本として進んで借入れるものではなく,取引上の原因から自然に發生するものであるから,同じく借入資本といつても他のものとはその性質が異なるものである。

第四章

自己資本

第一節 株金(又は資本金)

1. 株金(又は資本金) 株金(又は資本金)とは通常定款に定められてゐる公稱資本金を指し,未拂込の部分があつても,これを合せた株金全額を意味してゐる。商法で株式會社の資本金といふときも常にかかる公稱資本金を指すもので,株式額面に總株數を乗じた金額に相當するものである。然し會計學上株式會社の現在自己資本額といふときは,既に株主の拂込んだ資本金,即ち拂込資本金を指すべきもので,公稱資本金から未拂資本金を控除した部分を指すものと解するのが至當である。

2. 未拂込株金(又は未拂込資本金) 未拂込株金は貸借對照表に於て借方,即ち財產の側に示され,會社が株主に對して拂込を請求し得る権利を示すものであるから,一種の財產であるといふ見解もある。然し未拂込株金は將來必要が生じた時拂込を要求することの出來る資本の部分を示すもので,資本の中でこれだけの部分が未だ拂込まれてゐないといふことを示すものである。隨つてこれを會社の財產と解することは不合理であつて,

未だ會社の財産として少しも働いてゐるものではなく、將來株式の拂込によつて増加し得る財産高を示すに過ぎない。故に貸借對照表に於てこれが借方側に示されるのは、貸方側に於ける株金勘定に對する控除的評價勘定として掲げられるものである。これを何人にも解り易く、誤解されないやうに示すには次の如くすればよい。

(借方)	貸借對照表	(貸方)
未拂込株金 500,000.—		株 金 1,000,000.—

上の如く示す代りに次の如く掲げる。

(借方)	貸借對照表	(貸方)
	株 金 1,000,000.—	
	未拂込株金 - 500,000.—	
	拂込株金 500,000.—	

未拂込株金は上述の如く控除的評價勘定であつて、何等實質的内容を有たない勘定であるが、缺損金の如き株金に對する控除的評價勘定とはその性質が等しくない。

これを次の如き二つの場合に於て如何なる相違が企業の財務に關して生ずるかによつて説明する。

(借方)	(A) 貸借對照表	(貸方)	(借方)	(B) 貸借對照表	(貸方)
缺損金250,000.—		株 金 1,000,000.—	未拂込株金250,000.—		株 金 1,000,000.—

上の二つの場合を比較すれば、缺損金も未拂込株金も共に株金に對する控除的評價勘定で、現在自己資本金が￥750,000.—であることを間接に示すための勘定である。然し缺損金は從來存在してゐた資本金の失はれた部分を示すのに對して、未拂込株金は將來拂込によつて追加されるべき資本金の部分を示すといふ點に於て企業財務上その性質が著しく異なるものである。隨つて企業財務の堅實さ及び外部に對する企業の信用等に於て著しい相違を示すものである。次に未拂込株金の有無が企業財務に對して如何なる關係を有するかを説明する。

(借方)	(A) 貸借對照表	(貸方)	(借方)	(B) 貸借對照表	(貸方)
未拂込株金500,000.—		株 金 1,000,000.—	(未拂込株金ナシ)		株 金 500,000.—

上の如き貸借對照表で示される A, B, 二會社の資本金現在の狀態は實質的な資本金額といふ點に於ては、いづれも￥500,000.—であるから、違ひがないといへるが、資本金の將來の狀態について較べれば非常に違ひがある。A 會社に於ては株主があと￥500,000.—は拂込まなくてはならぬ義務を負つてゐるが、B 會社に於てはそれがないから、外部に對する會社の信用は A 會社の方が大きいことが通常である。然しこの場合に於ても、株主が未拂込の徵收に應じて拂込を行ふことが確實な時に於ての

みその信用が増すのであつて、成績不良な會社等に於ては未拂込資本金の徵收が完全に行はれないことも非常に多いものである。

3. 割増拂込金(又は額面超過拂込金) 拂込株金(又は拂込資本金)は前記の株金から未拂込株金を差引いた金額を示すものであるが、その拂込が額面通りになされる場合を平價拂込といひ、額面以上の拂込がなされる場合を割増拂込といふ。額面以下の拂込のなされる場合は割引拂込といはれるが、我國商法に於てはかかる割引拂込が認められてゐないから、我國株式會社の資本拂込は平價若しくは割増に限られてゐる。平價拂込の場合については特に説明を要することはないが、割増拂込の場合生ずる額面超過拂込金に關しては會計學上種々なる問題がある。

株式の割増拂込が行はれる最も多くの場合は、非常に成績の優良な會社が新株式の募集をなす如き場合である。かかる場合は新株の相場が額面以上に上るものと確實に豫想されるから、若しも新株が額面通りで發行されれば、應募者は必ず利益を得ることとなるであらう。かくの如く新株の相場が發行と同時に直ちに額面以上に上る原因は、從來その會社の成績が非常に良かつたためであるから、これより生ずる利益は舊株主に與へられ

るのが至當である。故にかかる會社が新株を額面通りで發行するには、舊株主へ當時の持株數に比例して割當てられなくては不公平である。若しも新株主の應募を認むるとすれば、その拂込は割増拂込とし、その割増金額はその額面と豫想相場との差額に等しくすべきである。

上の如く新株の相場が發行と同時に額面以上になるものと豫想される如き場合は、舊株の相場も既に額面を遙かに超えてゐる如き場合であつて、かかる會社の貸借對照表は次の如き資本の状態にあるのが普通である。

(借方)	貸借對照表		(貸方)
諸財産	1,500,000.—	株 金	1,000,000.—
		積立金	500,000.—
	1,500,000.—		1,500,000.—

この會社の株金が一株額面￥50.—の株式 20,000 株から成るものとすれば、額面による株金は￥1,000,000.—であるが、資本總額は積立金を合せて￥1,500,000 で、これが 20,000 株によつて代表されることとなるから、その一株の價值は凡そ￥75.—となるべき譯である。若しもこの會社で新株主を參加せしむるとすれば、一株￥25.—の割増拂込をさせなくては舊株主の利益が害される結果となることは、次の貸借對照表の數字から容易に知られる。

(借方)	貸借対照表	(貸方)	
舊財産	1,500,000.—	株金	2,000,000.—
新財産	1,000,000.—	積立金	500,000.—
	2,500,000.—		2,500,000.—

上の場合は新株を額面通りで拂込ませて倍額増資を行つたものと考へての計算である。故に新株發行後は株式數は40,000株となるから、總資本額￥2,500,000.—が40,000株によつて代表されることとなり、一株￥62.50の價値を有すべき理となる。その結果舊株主は一株について￥12.50の損害を被ることとなり、その反対に新規に加つた株主は一株につき￥12.50の利益を受くる結果となつて、甚だしい不公平を生ずる。かかる不公平を避けるためには、新株を全部舊株主へその持株數に比例して割當てるか、或は新株に對して￥25.—の割増拂込をさせるほかはない。いま一株￥25.—の割増拂込で新株を募集したとすれば、その結果は次の如く一株￥75.—の相場が今まで通り維持される計算となつて、舊株主が不當に損失を被つたり、新株主が不當に儲けるやうな不都合が避けられる。

(借方)	貸借対照表	(貸方)
舊財産	1,500,000.—	株金
新財産	1,500,000.—	舊株式(20,000株) 1,000,000.—
		新株式(") 1,000,000.—
		積立金
		舊積立金 500,000.—
		新積立金* 500,000.—
		3,000,000.—
		3,000,000.—

かくすればこの會社の資本總額￥3,000,000.—が40,000株の株式によつて代表されることとなるから、一株の相場は￥75.—位に維持される計算となる。かくの如く積立金が明示されてゐる時のみならず、後に述ぶる如き祕密積立金といふ隠されてゐる積立金がある時にも、同様に割増拂込の必要が生ずることを注意しなくてはならない。

割増拂込金は既に述べた通り、新株主が額面以上拂込んだ場合生ずる出資金の一部であつて、會社にとつて利益となるものではない。然るにこれを會社の利益であると解釋されることが屢々あるが、かくの如く誤った解釋がなされる重なる根據は次の通りである。

*我國商法では株式の割増拂込金は法定積立金に繰入るべきものと規定してゐる。(改商二八八條一二項)

(イ) 會社の財産が資本金若しくは借金の増加によらず増大するのは常に利益によるものである。然るに割増拂込金は拂込資本金の増加以上に財産が増大したことを示すものであるから、會社にとつて利益を示すものでなければならぬ。

然し割増拂込金は既に述べた通り、新株主の拂込む出資金の一部であるから、それだけ會社の拂込資本金の増加を生ずるものであつて、これを會社資本の増加によらない財産の増大した部分を示すものと觀ることは誤つてゐる。

(ロ) 割増拂込金は法定積立金に繰入るべきものと商法に規定されてゐるが、元來法定積立金は利益を積立てるものにほかならないから、割増拂込金も利益でなければならぬ。

然し法文でも割増拂込金と利益とを分けて、これ等二つの源泉から法定積立金が設けられることを規定してゐるところから觀ても(改正商法二八八條一、二項)必ずしもこれを利益と同一のものと觀てゐる譯ではない。法定積立金は會社資本の一部であるから、額面以上の拂込資本をこの中に入れることも決して不合理ではなく、法定積立金の源泉は必ず利益のみでなければならぬといふ理由はない。然し資本の中で利益を積立てた部分

と、さうでない部分とは別に取扱ふ方が一層合理的であるから、法定積立金は利益の積立のみに限ることとし、割増拂込金の如く利益でないものは別に割増拂込金として貸借対照表へ掲げることに規定する方が一層合理的である。

4. 水割株金 水割株金とは完全に實質を具へてゐないやうな場合の株金のことで、株金に相當する財産が十分に維持されてゐないとき生ずるものである。かかる株金の水割は缺損金の發生によつても生ずるが、また故意に財産を過大に計算して次の如く貸借対照表面を誤魔化して行はれるやうなことも尠くない。

(借方)	貸借対照表		(貸方)
諸 財 產	1,000,000.—	株 金	1,000,000.—
(真 價	800,000.—)		

かかる水割の生ずるのは新會社創立の場合に於ける現物出資財産の過大評價によるやうな場合に多く、殊に暖簾、特許権、鑛山採掘権その他の如き無形財産の出資が行はれるやうな場合に最も多い。これ等の無形財産の正確な評價は常に困難なものであるから、誤つて過大評價を行ふことも専くないが、故意にこれを株金の水割に用ふることは新會社創立の場合のみではなく、事業の買

収又は合併等の場合にも屢々生ずる。無形財産に次いで水割に使はれる財産は有形固定財産で、その評価が過大に掲げられることも非常に多い。その他貸倒債権をその儘とし、商品又は有價證券の市價低落を看過するやうな場合にも屢々生ずることを注意すべきである。

會社經營の結果已むを得ず生ずる缺損によつて水割株金を生ずることがあつても、これは何等道德上及び法律上非難さるべき事柄とはいへないが、故意に財産を過大に計算して株金の實質を偽裝する如き場合の水割は道德上及び法律上極めて非難さるべき事柄といはずしてはならない。なんとなればこれがために株主、外部債権者及び一般投資家等は不當に利益を害せられる惧が多いからである。又事業の將來について觀ても、財產の過大計算は損失を將來へ繰越し、或は將來の利益を前取することに等しいから、その堅實なる發展を阻害する危険を伴ふことは明らかである。故に株金の水割は總ての點から觀て極力排除することが必要で、これを故意に實行してならないことは勿論、既に發生してゐる水割については出来るだけ速かに排水して、株金の實質を恢復するやうに努めなくてはならない。

第二節 積立金

積立金とは企業の將來に於ける安全及び發展のため利益を社内に蓄積して、自己資本の一部として使用してゐるもののことである。かかる積立金は法律の規定によつて強制的に作られる法定積立金と、會社の任意で作られる任意積立金とに分けられることは既に示した通りである。

1. 法定積立金 我國の商法では株式會社は公稱資本金の四分の一に達するまで、決算期毎に、その期の利益の二十分の一以上を積立てなければならない、と規定してゐる(改商二八八條)。かくの如く積立金の強制が規定されてゐる理由は會社財務の堅實を計るがためであつて、企業の健全なる發展が國家及び公共の利益のためにも極めて大切なものと認められるからである。隨つてその強制積立の限度は普通の株式會社については前記の如く公稱資本金の四分の一までであるが、銀行業の如き預金者との關係その他のため特に公共的性質の強いものについては、銀行法によつてその積立の限度は公稱資本金の二分の一までとされ、又毎期の積立額も利益の十分の一以上と規定されてゐる。

法定積立金の主たる源泉は我國の商法に於ては利益

金及び割増拂込金の二つと規定されてゐるが、このほか社債を株式に轉換したとき、社債額面以下の金額拂込株式を交付するとき、その轉換差額も割増拂込金と同様に法定積立金に繰入るべきものとされてゐる(改商法三六五條)。

法定積立金は自己資本を充實して會社財務を堅實にするため強制的に設けられるものであるから、これを利益に加へて配當することの許されないのは當然であつて、唯缺損を生じたとき、これを填補するためにのみ使ふことが許されてゐる(改商法二八九條一項)。

2. 任意積立金 會社が任意に設けるところの積立金が任意積立金であつて、法律の強制による法定積立金以外のものはすべてこれに屬する。かかる任意積立金の中に定款の規定による定款積立金と、單に決算期の株主總會の決議によつて設けられるものとの二種あることは既に示した通りである。任意積立金の設けられる目的には種々あるが、かかる目的に従つてこれを大別すれば、次の三種となる。

(イ)一般的任意積立金。(ロ)特殊的任意積立金。

(ハ)借入資本償還積立金。

一般的任意積立金 とは一般的に會社財務の將來に於ける充實及び安全を計る目的で設けられる積立金の

ことで、別途積立金と呼ばれるものがその代表的なものである。隨つてその目的は法定積立金と殆んど同様であるが、法律の強制によらないといふ意味で別途といはれる。

特殊的任意積立金 とは豫め特殊の用途を考へて設けられる積立金のこと、その用途に従つて種々に分けられる。例へば建物増築積立金、退職給與積立金等はその重なるものである。

借入資本償還積立金 とは現在使つてゐる借入資本が返済期限になつて支拂はれても、積立金によつて資本が間に合ふ様にする計劃の下に設けられる積立金で、社債償還積立金はその重なるものである。

3. 社債償還積立金と社債償還資金 社債償還積立金と社債償還資金とは混同され易いものであるが、全くその性質を異にすることを知らなくてはならない。社債償還積立金は利益を積立てて作られた自己資本の一部を示すものであるが、社債償還資金とは社債償還に用ひられるため準備されてゐる預金或は公債の如き財産を示すものである。これを貸借對照表の形式で示せば次の如き相違が生ずる。

(借方)	貸借対照表	(貸方)	
社債償還資金	xxxxx	社債償還積立金	xxxxx

上の如く社債償還資金は貸借対照表の借方項目で財産を示し、社債償還積立金は貸借対照表の貸方項目で資本を示すものである。又この兩者は必ずしも同時に相伴はなくてはならぬものではなく、社債償還積立金がなくても、社債償還資金を設けることが出来るし、又その反対に、社債償還資金を設けなくても、社債償還積立金を設けることが出来る。これは兩者の目的が夫々違ふ結果當然のことである。社債償還積立金を設けるのは借入資本に代るべき自己資本を蓄積するためであるが、社債償還資金を設けるのは借入資本の返済に適するやうな形で財産を用意するためである。勿論この兩者には密接な關係があるから、一方で社債償還積立金を設けて、借入資本を返済した後資本に困らぬやうに自己資本を用意すると同時に、その返済期限になつて返済するに都合よいやうな財産を用意して置くといふことも屢々行はれる。

社債金額￥100,000.—、償還期限10箇年、5箇年経過後の状態を假定して示せば、次の如き三種の貸借対照表が豫想される。

(借方)	貸借対照表	(貸方)	
諸 財 産	1,050,000.—	株 金	1,000,000.—
社債償還資金 (信託預金)	50,000.—	社 債	100,000.—
	1,100,000.—		1,100,000.—

(借方)	貸借対照表	(貸方)	
諸 財 産	1,150,000.—	株 金	1,000,000.—
		社債償還積立金	50,000.—
		社 債	100,000.—
	1,150,000.—		1,150,000.—

(借方)	貸借対照表	(貸方)	
諸 財 産	1,100,000.—	株 金	1,000,000.—
社債償還資金	50,000.—	社債償還積立金	50,000.—
		社 債	100,000.—
	1,150,000.—		1,150,000.—

上の如く社債償還積立金が設けられないときは、假令社債償還資金が設けられても、財産額及び資本額の増加を生じないが、社債償還積立金が設けられるときは、社債償還資金が設けられると否とにからず、財産額及び資本額の増加が生ずる。これは社債償還資金を設けること

はただ今迄持つてゐる財産の形を代へるだけで足りるが、社債償還積立金を設けるには、その積立金によつて今迄よりは財産額及び資本額を増加しなくてはならないからである。會社財務の立場からいつて(?)の場合が最も堅實なことはいふ迄もない。

4. 積立金の使用とその消失 積立金はその使用によつて直ちに消失する場合と、なほ残される場合がある。例へば、缺損の墳補、或は配當等に使はれるときは、それだけ積立金が消失することとなるが、建物の増築或は社債の償還等に使はれるときは、積立金は消失することなく、その儘残されることとなる。かかる點から積立金を分ければ、その豫定の目的を達すると同時に消失すべき性質の積立金と、然らざる積立金とに分けられ、法定積立金、別途積立金、配當平均積立金、退職給與積立金等は前者に屬し、建物増築積立金、社債償還積立金等は後者に屬する。等しく積立金に屬しながら、かくの如き相違を生ずる理由は、前者が主として自己資本の維持を目的として設けられるものであるのに對して、後者は自己資本の増加を目的とするものであるからである。最も法定積立金、別途積立金等が缺損墳補或は配當の爲に使はれず、設備擴張等に使はれたときは、増築積立金と同様にこれがため積立金の減少を生ずることはない。かかる二種

の積立金の相違を貸借対照表によつて示せば次の通りである。

(積立金使用前の状態)

(一) 貸借対照表

諸財産	株 金
1,100,000.—	1,000,000.—
缺 損	法定積立金
100,000.—	200,000.—
1,200,000.—	1,200,000.—

(積立金使用後の状態)

(二) 貸借対照表

諸財産	株 金
1,100,000.—	1,000,000.—
	法定積立金
	100,000.—
1,100,000.—	1,100,000.—

(一) 貸借対照表

諸財産	株 金
1,200,000.—	1,000,000.—
	法定積立金
	100,000.—
	建物増築積立金
	100,000.—
1,200,000.—	1,200,000.—

(二) 貸借対照表

諸財産	株 金
1,200,000.—	1,000,000.—
(建物￥100,000.— 增加)	法定積立金 100,000.—
	別途積立金 100,000.—
1,200,000.—	1,200,000.—

(一)の場合は法定積立金を缺損墳補に使ふことによつて、すでに失はれてゐる財産額に等しいだけの自己資本(法定積立金)の減少を生ずることを示し、また(二)の場合は財產に於ては今まで他の形となつてゐた財產の中から、￥100,000.—だけ建物の價額に移されて建物の價額がそれだけ殖え、他の財產の價額が減少すると同時に、自己資

本に於ては建物増築が完成すれば建物増築積立金の要はなくなるから、これが別途積立金に振替へられることとなる譯である。これと同様に社債償還積立金も社債の償還と同時に別途積立金に振替へて残されるものである。

5. 積立金の取崩順位 缺損填補のため積立金を取崩す場合、法定積立金と任意積立金とのいづれが先きに使用さるべきであるかといふことが積立金取崩順位の問題として議論される。法定積立金を第一順位とすべきであるといふ主張は、これが損失填補を唯一の目的として強制的に設けられるものであるといふことを根據としてゐる。これに對して任意積立金を第一順位とすべきであるといふ説の根據は、法定積立金は法律で強制されてゐる積立金であるから、最後に手を下すべきもので、他の積立金で損失填補が出来る限りこれを取崩すべきでないといふところにある。この兩説にはいづれも相當の根據があるが、最も適當な解釋は、任意積立金のうち法定積立金と同様に主として缺損填補を目的として設けられる別途積立金の如きものは第一順位として法定積立金より先きにこれが取崩さるべきものであるが、他の任意積立金は缺損填補を第一の目的とするものではなく、擴張或は社債償還等といふ如き特別の目的を有

つものであるから、缺損填補につき法定積立金より後位に置かるべきものとすることである。故に缺損填補を目的とする積立金の取崩順位は先づ一般目的を有する任意積立金を第一順位とし、第二順位を法定積立金、第三順位を他の任意積立金とするのが最も合理的である。

6. 積立金の管理 積立金として留保された利益が如何なる形の財産で保有さるべきかといふことが積立金管理の問題である。積立金は自己資本の一部であるから、これが設けらるるとき自己資本がそれだけ増加したことを示すものであるが、それが如何なる形の財産で所有されてゐるかといふことは必ずしも一定してゐない。然し積立金設定の目的を十分に達するためには、その目的に相應する形の財産で所有されなくてはならないことが少くない。法定積立金及び別途積立金の如きものは特殊の目的で設けらるるものではないから、かかる積立金には特に管理の問題を生ずることはないと、特殊の目的で設けられるもの、例へば、建築積立金、退職給與積立金或は社債償還積立金等については、常に現金に換へ易き形の財産、即ち預金、國債又は一流會社の株券等の如き財産で所有されなくては安全でない。又かかる形の財産で管理されてゐる場合には、貸借對照表に於ても、その借方側、即ち財產の側へ建築積立資金或は社債償還

資金としてこれを明示して置くのが最も合理的である。

7. 祕密積立金 祕密積立金とは普通の積立金の如く貸借対照表に明瞭に示されてゐない積立金のことである。これは會社當事者の知らぬ間に自然に出来るものと、會社當事者が進んで設けるものとがある。いづれにしても、祕密積立金が出来るのは主として會社財産の過小計算に基づくものであつて、これを貸借対照表によつて示せば次の如き場合である。

(借方)	貸借 対 照 表		(貸方)
諸 財 產	1,200,000.—	株 金	1,000,000.—
(眞價 1,300,000.—)		積 立 金	200,000.—
	<hr/>		<hr/>
	1,200,000.—		1,200,000.—

上の如く正確に財産を當時の價格で計算すれば
¥1,300,000.—あるに拘らず、これが¥1,200,000.—に計算されてゐるやうな場合、祕密積立金が¥100,000.—存在するといはれる。何となれば、若しも財産を正確な價格¥1,300,000.—に計算すれば、次の如く積立金は¥300,000.—とならなくてはならない筈であるが、これが¥200,000.—と記されて、¥100,000.—だけ隠されてゐるからである。

(借方)	貸借 対 照 表		(貸方)
諸 財 產	1,300,000.—	株 金	1,000,000.—
		積 立 金	300,000.—
	<hr/>		<hr/>
	1,300,000.—		1,300,000.—

上の如く祕密積立金は常に財産の過小計算から生ずるものであるが、かかる過小計算の事實を會社當事者が知らずに過してゐることもある。例へば、會社所有の土地、建物、機械又は有價證券等が帳簿價格より騰貴しても、會社當事者はこれを知らずにその儘にして置くやうな場合である。かかる所有財產價格の騰貴は通常會社當事者に知られるものであるから、祕密積立金は會社當事者が希望してこれを設けるやうな場合が多い。祕密積立金が設けらるる目的は専ら會社財政を堅實にし、營業成績の安定を計るために、會社財産並に利益の保守的計算を行はんとする事である。財産を過小に計算して置けば、將來に於ける財產價格の下落から生ずべき危険が少くなると同時に、利益を將來へ繰越す結果となり、又利益を過小に計算して置けば、利益配當の過大を防ぎ、利益を蓄積する結果となるから、會社の保守的經營政策としてこれが屢々實行されるものである。祕密積立金はかかる會社財政の基礎を強化する有益な手段として

推奨されることが多いが、同時に他面に於てこれがために會社の會計が不正確となり、貸借對照表及び損益計算書等も眞實性を缺くこととなるから、會計理論上は承認すべからざるものとして非難される。元來會社財政の堅實を計ることは普通の明示積立金の設定によつても出来ることであるから、實際上已むべからざる場合に限り祕密積立金の方法によるべきであつて、これを濫用することは避くべきである。實際上祕密積立金によることが必要と認めらるる場合は、財產の時價騰貴が不確實なるとき、株主の會社經營に對する知識が不完全で、過大配當の要求が生じ易きとき等である。然し祕密積立金は商法に於ける財產評價規定が原價主義を探つてゐるため、時價が原價より騰貴しても、原價の儘に据置かなくてはならぬ場合、強制的に成立せしめられるやうなこともある。

8. 擬制積立金 擬制積立金とは積立金の實質なきものが、恰も積立金の如く擬制された似而非なる積立金のことである。その重なるものは、減價銷却準備金、貸倒準備金等の如き控除的評價勘定に屬するか、又は税金準備金、保險料準備金等の如き未拂費用勘定に屬するものである。固定財產の減價銷却の取扱方にはその固定財產から銷却高を毎期直接控除して貸借對照表の固定財

產金額を銷却と同時に減額する直接銷却法と、毎期の銷却高は貸方側に銷却準備金勘定として示し、固定財產の原價はその儘にして置く間接銷却法とがある。かかる間接銷却法によつて貸借對照表の貸方側に示される減價銷却準備金勘定は既に計算された銷却高を示すに過ぎないもので、當時の固定財產價格が借方側の原價からこれを控除して計算されることを間接的に示すところの控除的評價勘定であるから、決して利益留保の積立金たる性質を有つものではない。然しこれが準備金といふ名稱を有つところから積立金と混同されることが屢々ある。貸倒準備金もこれと同様に借方倒の賣掛金に對する控除的評價勘定であるが、時として積立金と混同されることがある。然し減價銷却若しくは貸倒の計算が過大に計算されたやうな場合には、その過大な部分は利益の隠匿を示すこととなるから、實質的にも利益の蓄積による積立金たる性質を有つものといふことが出来る。次に未拂税金に對して税金準備金なる名稱がつけられ、これが利益留保の積立金と混同されることが屢々ある。故にかかる混同を避くるためには、減價銷却準備金、貸倒準備金等の名稱の代りに減價銷却引當、貸倒引當等の名稱を用ひ、又税金準備金、保險料準備金等の代りに、未拂税金、未拂保險料等の名稱を用ふる方がよい。

第三節 利益金

利益金は營業の結果増加した自己資本のうち,未だ處分の確定しない部分のことである。かかる利益金が繰越利益金と當期利益金とに分けらるることは既に示した通りである。

1. 繰越利益金 繰越利益金は前期の利益金で當期へ繰越された前期繰越利益金と,當期の利益金で次期へ繰越される後期繰越利益金とに分けられる。前期繰越利益金は前期の利益金の中で未處分の儘當期へ繰越されたもので,當期の利益金と合せて處分さるべき性質のものであり,後期繰越利益金は當期の利益金で未處分の儘次期へ繰越されるもので,次期の利益金と合せて處分が決められるものである。故に繰越利益金は既に得られた利益の社内に留保されてる點に於て積立金と同様のものであるが,その留保の目的が積立金と異り,全く一時的留保に過ぎないものである。かかる繰越利益金を設ける目的は主として次年度の利益金を補充するためであつて,假令次年度に於て十分の利益が挙がらないでも,適當の配當が維持出来るやうに當期の利益の中から残して置くことが主たる目的である。將來の利益不足を補ふことは任意積立金によつても出来る譯であるが,

特に繰越利益金の方法による理由は,各期利益の小異動を調和,均等にするためには繰越利益金による方が一層簡便であるからである。

2. 當期利益金 當期利益金とはその期に於て發生した利益金のことである。期末に處分される利益金はかかる當期利益金と前期分の繰越利益金とを合せたものであるが,往々にしてこの兩者を合せたものを當期利益金として貸借対照表に示されることがある。かかる方法は會社の成績を不明にする惧があるから避けなくてはならない。當期利益金は前期繰越利益金と共に株主總會の決議によつて處分されるものであるが,その處分は先づ當期利益金の二十分の一以上を法定積立金に繰入れ(資本金の四分の一に達する迄),定款に一定の積立金設定の規定があるならば,かかる定款積立金を設け,更に必要な各種の任意積立金を設定した後,株主配當金,重役賞與金等の社外分配額を決定して,残餘を後期繰越利益金とすべきである。然し若しも繰越損失金があるときは,法定積立金繰入の後,先づこれを填補しなほ残餘あるときに於てのみ他の處分方法を實行すべきであつて,繰越損失金の填補を完了せずして利益配當を行ふことは商法上禁じられてゐる。又當期損失金が發生したときは,先づ前期繰越利益金でこれを填補しなほ足らない

部分は既に述べたやうな順位で積立金の取崩を行つてこれを填補すべきである。

減價銷却準備金の設定が利益處分の問題に屬するものの如く解せらるることも屢々あるが、その誤れることは前節に述べたところによつて明らかである。減價銷却高は経費として當期利益金の算出以前に控除さるべきものであつて、決して當期利益金の處分に屬すべきものではない。

3. 假裝利益金 假裝利益金とは實際發生しなかつたところの利益を假裝して貸借対照表に示された虚偽の利益金のことである。かかる裝偽利益金の計上は主として事業不振の會社に於て無理な配當を行はんとしてなされることが多く、かかる配當が通常蛸配當といはれるものである。裝偽利益金捻出の手段として最も多く使はれるものは次の如き手段である。

- (イ) 減價銷却の看過又は過小計算
- (ロ) 貸倒銷却の看過又は過小計算
- (ハ) 手持商品又は有價證券の過大評價

第五章

借入資本

第一節 固定借入資本

1. 社債 固定借入資本のうち最も重要なものは社債であるが、これは株式の如く分割されて一般的に募集されるところの固定借入資本の形式であつて、株券に類似した社債券なる證券によつて示されるものである。かかる形式の借入資本が廣く利用される理由は、巨額な借入資本を圓滑に調達する手段として極めて有效なるがためである。社債に關する會計學上特殊な問題として外貨社債と外國爲替相場との關係がある。

2. 外貨社債と爲替相場 我國諸會社の社債の中には外國の市場に於て外貨で募集されたものも少くないが、かかる外貨社債は爲替相場の變動によつて極めて重大な影響を蒙るものである。例へば、對米爲替相場 \$50 の當時、6 分利附外貨社債 \$10,000,000 を紐育で發行して借入資本を設定した會社は、邦貨 ¥20,000,000 の借入資本を投下したことになるが、その後爲替相場が暴落して \$25 となつたと假定すれば、如何なる結果が會計學上生ずるであらうか。この社債は米貨で金額が決められて

ゐるから、日本の對米爲替相場が下落すれば償還並に利息支拂に要する邦貨はそれだけ増加することを免れない。假りに爲替相場 \$25 に低落した時償還するとすれば、邦貨 ¥40,000,000 を要するであらう。又毎年の利息支拂についても、初め ¥1,200,000 で足りたものが、¥2,400,000 に倍加されることとなるであらう。故に外貨社債については、かくの如き爲替相場の下落によつてその償還並に利息支拂に關して莫大な爲替損失を生ずるものとはなくてはならない。

かくの如く外貨社債による借入資本額の實質は對外爲替相場の變動によつて變化するものであるが、かかる變動は貸借對照表上如何に示さるべきであるかといふことが會計學上極めて重要な問題である。對外爲替相場の變動が極めて僅かに止る場合には、これを看過しても實際上差支へないであらうが、その變動が相當著しく且つ確定化したやうな場合には、貸借對照表に於ける借入資本額についても適當の修正が施されなくてはならない。これを直載に處理するすれば、一方爲替相場の低落によつて生じた邦貨償還額の増加部分を換算して、これを外國爲替損失又は外貨社債修正損失勘定として計上すると同時に、他方それと等しい額の外貨社債修正勘定を設定すべきであらう。然し對外爲替相場の低落

が急激且つ甚大な場合には、かかる金額の全部を一年度の損失とすることは會社財務の實際上極めて困難なことが多い。故に實際的便宜の方法としては、この損失金は償還期に到る迄の期間中に分割繰延の上負擔せしむることとし、各年度の殘餘部分は特殊の繰延損失の形で外貨社債修正損失繰延勘定とするか、或は償還期に到る迄の各年度割當損失の部分についてのみ各年度に於て一方修正損失の計上と、他方社債修正勘定の表示とを實行することとすべきである。これを貸借對照表によつて示せば、次の如くなるであらう。

貸借對照表

(借方)	(第一法)	(貸方)
	外貨社債 20,000,000	
	外貨社債修正 20,000,000	
	(當期利益金 20,000,000 減少ヲ生ズ)	

(借方)	(第二法)	(貸方)
外貨社債修正損失繰延 18,000,000	外貨社債 20,000,000	
	外貨社債修正 20,000,000	
	(當期利益金 2,000,000 減少ヲ生ズ)	

(借方)	(第三法)	(貸方)
	外貨社債	20,000,000
	外貨社債修正	2,000,000
	(當期利益金 2,000,000 減少ヲ生ズ)	

備考 債還期限ヲ十箇年ト假定ス。

上の外貨社債修正勘定は外貨社債に對する追加的評價勘定であつて、外貨社債の借入資本額がそれだけ追加されることを示すものである。

3. 社債割引金 社債割引金とは社債が債還期に到つて償還さるべき金額(通常は額面)以下を以て發行された場合生ずるところの債還額と發行價格との差額のことである。假へば、額面 ¥100 の社債(額面償還)が ¥95 に賣出されたときは、社債一枚につき ¥5 の社債割引金が生ずる。かかる割引金は會社にとつて損失の如く見えるが、實はその社債の利息歩合が相當以下なるため生ずるものであつて、低率の利息負擔によつてこれが相殺されるから、會社にとつて何等損失となるものではない。若しも會社の信用状態と當時の金融市場の状況から見て、その社債利息が 6 分を相當とするに係らず、5 分利附で社債を募集すれば、必ず額面以下で割引發行を行はなくてはならない。

この社債の債還期限 10 範年、利息年二回拂とすれば、債

券現價計算法によつて、¥100 の社債は ¥92.56 の現價を有つに過ぎないから、その發行價格も ¥92.56 の程度とされ、一枚につき割引金 ¥7.44 の程度が相當となるであらう。これによつて觀れば、社債割引金の發生はその額面と發行當時の實際現價との差額があるため生ずるものであつて、かかる差額は社債利息が低率なる結果生ずるものと解すべきである。故に社債割引金は貸借對照表に於て次の如く借方側に示され、貸方側の社債に對する控除的評價勘定の性質を有つものである。

(借方)	貸借對照表	(貸方)
社債割引金	74,400	社債 1,000,000

かかる社債の現價は債還期限に近づくに従つて増加し、10 範年後に丁度 ¥1,000,000 となるべきものであるから、控除的評價勘定たる社債割引金の金額は債還期限に近づくに従つて減少し、10 範年後に零とならなくてはならない。この場合各年度に於ける社債割引金の減少額は、その年度に於ける實際支拂はれた社債利息と合せて、その年度の負擔すべき利息とするのが最も合理的である。これを例を以て示せば、今上の社債の現價は發行當時 ¥92.56、半年後 ¥92.84、一年後 ¥93.12、……九年後 ¥99.04、九年半後 ¥99.51、十年後 ¥100.00 となるから、次の如く處

理されるのが會計學上最も正當である。

貸借対照表

(借方)	(社債發行當時)	(貸方)
社債割引金	74,400	社債 1,000,000
(借方)	(半年後)	(貸方)
社債割引金	71,600	社債 1,000,000
[(借方) 支拂利息	27,800	(貸方) 現社債割引金 25,000 2,800]
(借方)	(一年後)	(貸方)
社債割引金	68,800	社債 1,000,000

〔仕譯同上〕

社債の發行に關して生ずる必要缺くべからざる諸費用,例へば登記料,手數料,印刷代その他のものも厳格にいへば,社債割引金と同様に社債勘定に對する控除的評價勘定として貸借対照表の借方側社債發行費勘定に計上され,償還期迄の期間に割當て費用に計算するのが最も理論上正當であるが,これ等の諸費用は金額も少額に過ぎないことが多いから,發行年度の營業上の諸費用と看做して處理する方が實際上簡便である。

第二節 流動借入資本

1. 短期借入金 短期借入金には證書によるものと手形によるものとがある。手形による場合はこれを支拂手形若しくは割引手形等の如き名稱で貸借対照表に示されることもあるが,かかる名稱は會社財務を明瞭に表示する目的と合致しない。支拂手形といふ科目は専ら取引上發生した手形上の債務を示すために用ひ,これと全く發生の原因を異にする短期借入金は假令手形の形式によつた場合でも,支拂手形とせず,短期借入金とする方が會社財務を明らかに示す上から合理的である。何となれば,取引上發生する債務も短期債務である點に於ては短期借入金と同性質のものであるが,取引上發生する債務は營業の結果自然的に發生し,又自動的に決済される如き性質のものであるに反して,短期借入金は資金の不足を補ふため借り入れられるものである點に於て,兩者の性質は會社財務上著しく相違するからである。

2. 取引上の債務 取引上の債務とは商品若しくは原料の如き取引物品の購入に基づく負債のことで,貸借対照表上支拂手形又は買掛金なる科目で示されるもののことである。これが短期借入金と異なるところは,既に述べた通り,資本の不足を補ふ目的で進んで借り入れた

資本ではなく、營業取引の結果自然的に発生する債務であるといふ點にある。

3. 未拂費用 未拂費用とは既に発生した費用で未だ支拂はれてゐないものをいひ、これにはその支拂期が未だ到達しないため生ずるものと、既に支拂期が到達しても、金融上その他の都合から未だ支拂はれてゐないものとがある。これに属する重なるものは、未拂税金、未拂家賃、未拂地代、未拂利息、未拂運賃等々である。かかる未拂費用の科目は決算に當り棚卸整理事項として計上されることが多く、これをその期の費用と計算して各会計期の損益計算を精確にすると同時に、未拂の爲生ずる負債を貸借対照表上明らかにするため設けらるるものである。

4. 諸預り金及び未拂配當金 預り金も負債の一種に相違ないが、その発生原因が他の負債と著しく相違するものである。即ちその発生は會社資本の必要とは全く關係なく、他の種々なる原因によつて發生し、會社經營のための借入資本を形成しないのが原則である。故にかかる負債に相應すべき財産の部分はその發生目的に従つて管理され、會社經營のため運用される諸種の財産とは別簡に、特殊な財産の形で所有し、これに引當てられる財産たることを明瞭に知られるやうに貸借対照表に

表示されるのが最も合理的である。かかる預り金の性質を有するものとして重なるものは、社員及び職工預り金、社員身元保證金、得意先保證金、假受金(又は前受金)等の如きものである。

これ等の預り金に相應する財産は經營のため運用されないものとして、定期預金、信託預金又は國債の如き形で保管される必要がある。未拂配當金とは株主から請求のないため社内になほ残されてゐる配當金のこと、特殊の預り金である。

5. 支拂割引豫定金 支拂割引豫定金は主として買掛金について發生するものであつて、原料、商品等の買入價格は取引慣習上の支拂期限を略、豫定して決定されるものであるが、若しもその慣習的支拂期限以前に支拂はれれば、その日數に従ひ、一定の割引支拂が許される條件が附せらるる場合、その割引豫定金を推算して貸借対照表の借方に示されるとき、これが發生するものである。例へば商品 ¥10,000 を掛にて買入れ、その慣習的支拂期限を 3 箇月とし、1 箇月以内現金支拂 3 分引、2 箇月以内現金支拂 2 分引の條件が附けられてゐたとすれば、次の如き處理法によつて支拂割引豫定金が貸借対照表に示される。

仕 譯			
(借方)		(貸方)	
商品仕入	9,700	買掛金	10,000
支拂割引豫定金	300		

貸借対照表			
(借方)		(貸方)	
支拂割引豫定金	3000	買掛金	10,000

上の仕譯で正確な商品仕入價格は￥9,700に相當すること、隨つて買掛金も￥9,700であるが、帳簿上は￥10,000となつてゐるから、これに對する控除的評價勘定として支拂割引豫定勘定が示されるものである。故に貸借対照表の借方に於ける支拂割引豫定金勘定は、貸方側買掛金に對する控除的評價勘定であつて、買入當時の狀況としては、その金額￥300を買掛金￥10,000から控除した￥9,700が眞の買掛金額に當ることを間接に示す役目を有つものである。隨つてこの支拂割引豫定金勘定は買掛金の支拂と同時に消滅すべき附屬的勘定であるが、その支拂時期を異にするに従つて次の如き相違を生ずるものである。

(一箇月以内支拂)			
(借方)		(貸方)	
買掛金	10,000	現金	9,700
支拂割引豫定金	300		

(二箇月以内支拂)			
買掛金	現金	支拂割引豫定金	
買掛金	10,000	現金	9,800
支拂利息	100	支拂割引豫定金	300

(二箇月以後支拂)			
買掛金	現金	支拂割引豫定金	
買掛金	10,000	現金	10,000
支拂利息	300	支拂割引豫定金	300

上の如く一箇月以内に支拂はれないで、貸借対照表に於ける買掛金から支拂割引豫定金を控除した買掛金現在高以上の支拂が行はれるときは、その超過分は支拂遲延に基づく利息の性質を有つものと解するのが最も合理的である。

第三節 保証債務

保証債務とは他人の債務につき保証したとき生ずる債務のことである。故に保証債務は條件附で負擔してゐる債務で、現在に於ける借入資本の一部ではないが、將來これが借入資本になるべき見込のあることを示すものである。かかる意味でこれを偶發債務と呼ぶこともある。これが將來現實の借入資本となる見込を示す點で、將來に於ける借入資本發生の豫想高を意味するものと解することも出来るが、それが單純の借入資本發生の豫想高と異なるところは、その豫想借入資本が實際に發

生したとき,それに相當する財産が必ずしも増加しないといふことである。保證債務を辨済した者は更に他の保證債務者又は直接債務者に遡つて辨済を請求することが出来るから,かかる辨済請求権を財産とすれば,偶發債務が生ずれば同時に同額の財産が生ずるものとも見ることが出来る。然しかかる辨済請求権は實際に效果のないことも多いから,必ずしもこれを確實な財産増加とは考へられない。隨つて偶發債務が實際の借入資本となつたときも,これに相當する財産増加が必ず生ずるものとは期待出来ない。かくの如く若しも借入資本が生じても同額の財産増加を實際生じないとすれば,それだけ損失の發生を免れない。故に保證債務は將來に於ける借入資本の發生並にこれに伴ふ損失の發生する危険のあることを示すものといふ方が適當なことが多い。保證債務のうち貸借対照表に現れる重なるものは手形割引義務,手形裏書義務,債務保證等である。

1. 手形割引義務 手形割引義務とは手形を満期日以前に裏書譲渡して銀行その他から資金の融通を受けた場合生ずる保證債務である。かかる保證債務は貸借対照表の貸方側に手形割引義務勘定を以て示し,他方この手形が不渡となつたとき生ずべき遡及権を示すため,貸借対照表の借方側に手形割引義務見返勘定を設ける

とき,最も明瞭にかかる偶發債務の發生を示すことが出来る。

仕 説		(貸方)	
(借方)		受取手形	5,000.—
當座預金	4,950.—		
割引料	50.—		
手形割引義務見返	5,000.—	手形割引義務	5,000.—

貸借対照表		(貸方)	
(借方)		手形割引義務見返	5,000.—
		手形割引義務	5,000.—

2. 手形裏書義務 自分が受取人となつてゐる手形を他人へ譲り渡す場合は,前項の如き手形割引の場合のみとは限らない。商品仕入代金又は買掛金の支拂のため,これを裏書譲渡することも決して尠くない。かかる場合も裏書人としての保證義務は手形割引の場合と同様に發生するから,精密にいへば,この場合にも貸借対照表の貸方側に手形裏書義務勘定を設けて保證債務の發生を示し,同時に貸借対照表の借方側に手形裏書義務見返勘定を設けて遡及権を示す必要がある。然し實際上はかかる精密な手續を省き,手形裏書の場合はそれがため發生する保證債務は貸借対照表に示されないことが多い。

仕 課		
(借方)	(貸方)	
商品仕入	5,000.—	受取手形
手形裏書義務見返	5,000.—	手形裏書義務

貸借対照表		
(借方)	(貸方)	
手形裏書義務見返	5,000.—	手形裏書義務

3. 債務保證 手形割引又は手形裏書以外の方法による債務保證をなしたときも、同様にこれがために生ずる保證債務を貸借対照表の貸方側に債務保證勘定として示し、又これに対する見返勘定をその借方側へ債務保證見返勘定として設ければ最も正確である。

第六章

財産の構造

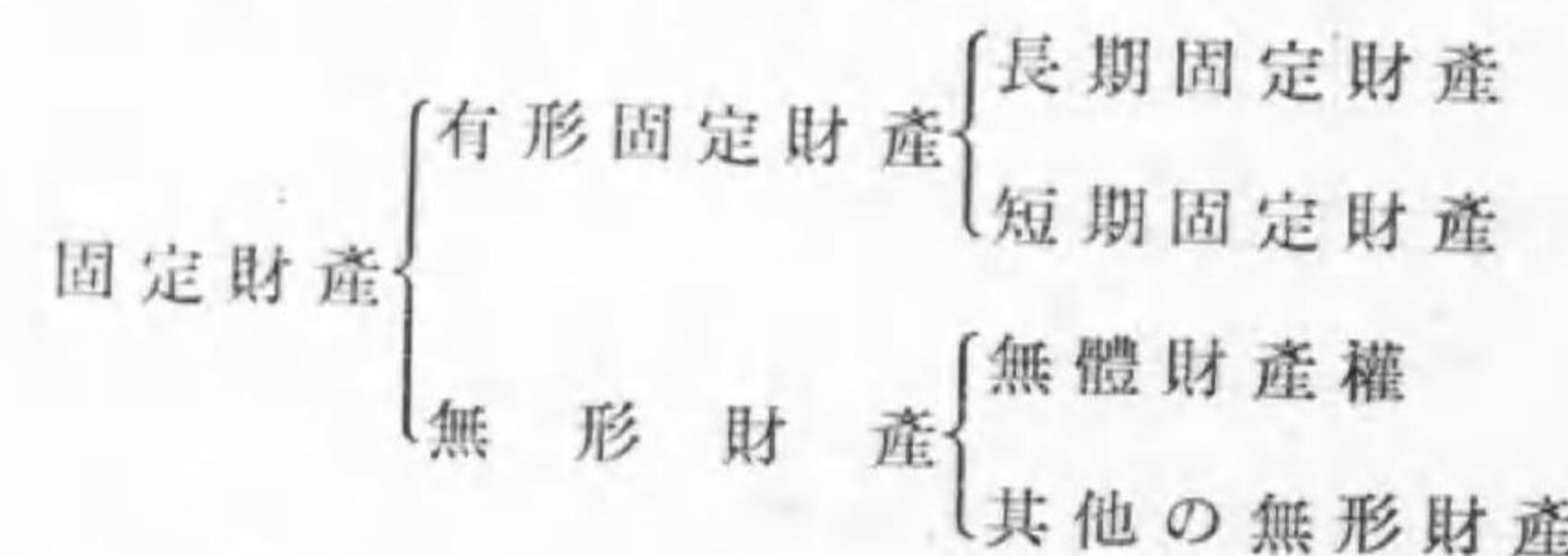
1. 総財産 企業の総財産は企業の所有に属する有形、無形総ての財産のことであるが、これは大別して固定財産と流動財産とに分けられる。企業の総財産に於ける固定財産と流動財産との割合が如何なる状態にあるかといふことは、企業經營の安全にとつて極めて重大なる關係がある。一般的にいへば、固定財産の部分が非常に増大することは、次の如き危険を企業の經營に生ぜしむる惧があると認められる。

- (イ) 企業の市場に對する順應性を薄弱ならしめる。
- (ロ) 資本固定化による運轉資本の缺乏を生ぜしめる。
- (ハ) 固定的費用を増大せしめる。

固定財産を多く所有する企業ほど市場の變化に順應して經營を調節することが困難になる。即ち景氣の變動によつて規模を縮少し、或は財産の運用を轉換することが非常に難かしいから、その打撃はかかる企業にとつて最も著しい。又財産の大部分を固定財産の方面に運用して仕舞ふと運轉財産が缺乏し、經營上種々の困難又は危険に遭遇することが多い。次に固定財産が増大す

るに従つて火災保険料,減價銷却費,修繕及維持費,税金,地代,電燈,暖房その他これに伴つて必ず生べき固定的諸費用が増加することは明かである。かかる費用はその固定財産の利用される程度の如何と關係なく,略,一定して発生する所謂固定費であるから,不況の時代には非常に重い負擔を生ぜしめ,一層成績を不良にする危険がある。故に企業の財務を健全に維持するためには,その財産構成について常に注意し,固定財産の増大に對しては慎重な考慮を拂はなくてはならない。

2. 固定財産 固定財産とは企業經營のため永く使用される財産のこと,これを使用財産又は設備財産と呼ぶこともある。固定財産は次の如く分けられる。



固定財産は企業の經營にとつて固定的に使用される財産であるが,その固定化の程度は財産の種類によつて異なり,土地の如く永久的に固定化してゐるものもあり,大機械,大建築物の如く非常に長期に亘つて固定化してゐるものもあるが,又工具,什器等の如く短期間固定化するに過ぎないものもある。かかる固定財産固定化の長

短はその使用に耐へる壽命の長短によつて定まるものであるから,減價銷却によつて漸次それが流動化される期間に相當するものともいふことが出来る。

無形財産の中へ金錢債權の如きものが加へられることがあるが,金錢債權は契約によつて金額が決つて居り,期日に到れば現金に換へられるもので,他の無形財産とはその性質が著しく異なるから,これを除外し,一般に無形財産といふ中へは固定財産に屬する無形財産のみを包含せしむる方が適當である。かかる無形財産の中には特許權,商號權,商標權,鑛山採掘權等の如く法律上明らかに財產權として認められてゐるものと,營業權又は暖簾等の如き法律上明瞭にこれが認められてゐないものとがある。

3. 準固定財産 關係企業への投資はその會社の株券の所有によるものであるから,財産の形式からいへば有價證券で,流動財産の一種に屬するものとも考へられるが,かかる證券は殆んど永久的に投資する目的で所有されるものであつて,一時不用な資金を證券に投資するといふ場合とはその目的が非常に異なるものである。故にかかる關係企業への投資が他會社を支配する目的で,その株式の全部又は全部に近き程度に所有されてゐる如き場合は,その被支配會社は從屬會社又は子會社と

いはれ、支配會社は持株會社又は親會社といはれる。かかる場合に子會社の企業は親會社の從屬企業として子會社の貸借對照表を親會社の貸借對照表へ合併し、親會社の投資勘定を除外して示すところの總括貸借對照表が企業財務を明らかにするため必要となるものである。これを簡単な例を以て示せば次の如くである。

A 會社貸借對照表(親會社)

固定財産	1,300,000	資本金	2,000,000
B會社投資勘定	300,000		
流动財産	400,000		
	2,000,000		2,000,000

B 會社貸借對照表(子會社)

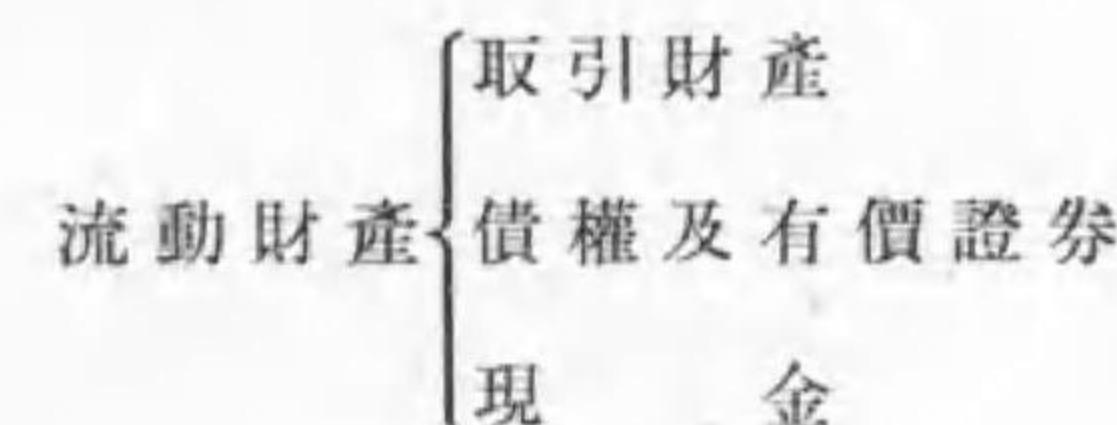
(+)	(+)	(+)	(+)
固定財産	200,000	資本金	300,000
流动財產	100,000		
	300,000		300,000

(=)	(=)	(=)	(=)
固定財産	150,000	資本金	250,000
流动財產	100,000		
	250,000		250,000

(=)	(=)	(=)	(=)
固定財産	250,000	資本金	350,000
流动財產	100,000		
	350,000		350,000

(=)	(=)	(=)	(=)
固定財産	1,550,000	資本金	2,000,000
流动財產	500,000	積立金	50,000
	2,050,000		2,050,000

4. 流動財產 流動財產は運轉資産ともいはれ、貨幣及び貨幣に準すべき財産、貨幣に容易に換はるべき性質の財産である。貨幣及びこれに準すべき財産は必要な方面へ自由に使ふことが出来るから、その用途に完全な流動性があるし、又賣掛金、商品の如きものも容易に貨幣に換へられるから、同様の流動性がある。隨つてこれ等の財産を流動財產といふ。流動財產が十分ないと、假令固定財産が多額にあつても、企業の經營は圓滑に行はれない。仕入代金、營業費、負債等の支拂のため相當の流動財產は常に經營に缺くべからざるものであつて、流動財產の不足は企業破綻の重要な原因の一つである。流動財產は次の如く分けられる。



第七章 財産の評価

1. 財産評価の重要性 財産の評価は企業の財産状態を明らかにするため極めて大切なばかりでなく、又その損益計算とも極めて重要な関係を有つものであるから、會計學上最も中心的な問題である。又財産の評価はかくの如く極めて重要なばかりでなく、これを正確に計算することが非常に困難であるから、一層會計學上問題となる事柄である。從來これに關して議論されて來た重なる諸説について説明することとする。

2. 原價と時價 財産はこれを取得した時の價格即ち原價によつて評価すべきであるといふ原價主義と、その當時の價格即ち時價によつて評価すべきであると云ふ時價主義との二つの説がある。原價説によれば財産の價格は企業にとつて將來の出費となるべき額を示すものであるが、出費の額は財産の原價によつて決定さるべきであるから、財産は常に原價で示されなければならないといはれてゐる。これに對し時價説によれば、財産の評価は企業の當時に於ける財産状態を明らかにするために行はれるものであるから、その原價の如何に拘

らず、時價でこれが決定されなければならないといはれてゐる。然し會計學上財産の評価は原價説のいふやうに將來の出費となるべき金額を明らかにすると同時に、又當時の財産状態を明らかにするためになされるものであつて、これ等二つの目的は決して異なるものではない。即ち當時の財産高がその後の出費と變るべき金高に相當すべきものであつて、將來の出費となる金高は實際に取得した時の原價よりも、當時の財産の價格によつて一層正確に計算されるものである。故に財産の評価は時價によるのが最も合理的であるといふことが出来る。然し財産の價格は變動し易いものであるから、その評価が高くなつてゐるほど將來の下落のために損失を生じ易いことは明らかである。故になるべく低く評価して置く方が安全であるといふところから、實際上はなるべく低くこれを決める主義、即ち**低價主義**を採用するのが最も堅實な方法である。例へば或る財産の原價が $\text{¥}10,000$ で、その時價が $\text{¥}12,000$ のときは、低い方の $\text{¥}10,000$ 即ち原價によつて評価し、その反対に時價が $\text{¥}9,000$ のときは、低い方の $\text{¥}9,000$ 即ち時價によつて評価するといふ方法が最も安全である。又かかる低價説によれば、時價が原價より高いときは原價によるから評價利益が計上されず、又時價が原價より低いときは時價に

よるから評価損失は計上されることとなる。故にこの方法は時價説による評価利益計上の危険を避けると同時に原價説による評価損失看過の危険をも避けられるから最も安全な方法といふことが出来る。我國改正商法に於ける財産目録の評価規定は一般的には時價最高主義であつて「其ノ價額ハ財産目録調製ノ時ニ於ケル價額ヲ超ユルコトヲ得ズ(改商三四條一項)と規定してゐるが、株式會社の財産目録に於ける營業用の固定財産については「其ノ取得價額又ハ製作價額ヲ超ユル價額ヲ附スルコトヲ得ズ(改商二八五條)と規定し、この場合は特別に原價最高主義を採用してゐる。故に我國改正商法によれば、株式會社以外の企業に於ては總ての財産に就て、又株式會社に於ては固定財産以外のものに就て、時價評価によることが許されるから、評価利益の計上を法文上許されてみると同時に、評価損失は必ず計上しなくてはならないこととなつてゐる。又株式會社企業の固定財産に就ては原價以上の評価が禁じられてゐるのであるから、評価利益の計上は當然許されないが、假令時價が原價より低くても原價の儘にして置いても差支ないから評価損失は必ずしも計上しなくてもよいこととなつてゐる。會計上いづれが安全であるかは一概に斷定出来ないが、原價について明瞭な記録があるから、虚偽的記載

を防止するためには原價最高主義による方が有效であるといふところから、これが株式會社企業につき特に採用されたものであらう。又兩規定共時價最高主義或は原價最高主義を採り、單純なる時價主義又は原價主義によらなかつたことは安全主義の採用を許すためであつて、單に最高限度を示し、それ以下に評価することを寧ろ獎勵せんとする趣旨に出たものであらう。

3. 處分價値と使用價値及び收益還元價値 處分價値とは賣却價値又は清算價値ともいはれ、企業が使用するものと考へないで、他へ賣却處分するものと考へて評価するときの價値のことである。使用價値とは經營價値ともいはれ、企業が經營に使用するものと考へて評価するときの價値のことである。故に通常の財産評価は使用價値によるものであつて、ただ企業に不用な財産を處分するとき、或は企業を解散して清算するときに限つて處分價値によつて評価される。處分價値は使用價値より安くなることが當然であるから、若しも經營が繼續されるのに拘らず處分價値で評価するとすれば、莫大な評價損を生ずることとなるが、そんな必要はない。然し經營を中止して所有財産を他へ處分しやうとするときは、今迄使用價値で評価されてゐたものを處分價値に評價替をして評價損を當然計上しなくてはならない。

収益還元価値とは使用価値又は經營価値に關する特殊の解釋で、經營に使はれてゐる財産の価値は企業の収益に役立つ程度の大小によつて決まるべきものであるから、その収益を一定の利率で還元した金額によつて各財産の價格を決めるべきであるといふ説である。然し企業の収益は個々の財産の獨立した働きから生ずることは稀であるから、この方法で各財産の価値を決めるることは事實上不可能である。ただ土地及び建物等を他へ賃貸して地代又は家賃を得てゐるやうなとき、或は有價證券に投資して配當金又は利息を得てゐるやうなときは、これ等の収益が他の収益から分離して別に計算出来るから、その収益を還元してこれ等の財産の評価を行ふことも出来る。故にこれ等の特殊の財産については収益還元価値による方が市場價格によるより安全なこともある。

第八章

有形固定財産

有形固定財産には長期固定財産と短期固定財産とあるが、土地の如き永久的固定財産を除き、總ての固定財産の耐用年數には一定の限度がある。随つてこれ等の有形固定財産の価値は年と共に減少すべきことは明らかであつて、一年経過すればその耐用年數が一箇年短くなつただけ価値の減少を免れない。かくの如くその耐用年數の短くなるために生ずる固定財産の価値減少を計算して、適當な會計的處理をすることが減價銷却である。

1. 減價銷却の原因 減價銷却が必要となるのは固定財産の耐用年數が短縮されるためであるから、かかる耐用年數の短縮を生ぜしめる原因が即ち減價銷却の原因である。かかる減價銷却の原因は次の如く分けられる。

- (イ) 物質的原因 (又は自然的又は使用的の原因)
- (ロ) 経済的原因 (又は技術的原因)
- (ハ) 外部的原因

減價銷却の原因のなかで最も重要なものは物質的原因と經濟的原因とであつて、これ等の原因を斟酌して計

算された耐用年数を固定財産の物質的壽命及び經濟的壽命といひ、又これに従つて減價を物質的減價と經濟的減價とに分けることもある。物質的原因は自然的原因と使用的原因とに分けられるが、自然的原因に基づく減價は風雨その他から生ずる腐蝕、錆等によるものであるから、かかる減價は時の経過と共に必ず生ずる。使用的原因に基づく減價は使用の結果生ずる損傷によるものであるから、使用の程度及び使用の仕方等によつて自らその影響が異なる。經濟的原因に基づく減價は技術上の新發明、新改良等が生じたため、經濟的に能率が低下し、又は使用が出来なくなることを指すものである。かかる減價は科學の進歩と共に益々著しくなるから、耐用年数の計算についてはこれを十分に考慮しなくてはならない。物質的損傷がそれ程でなくとも、新式機械の發明によつて今迄のものが舊式化し、經濟的に使用出来なくなる如き場合も少くない。外部的原因に因る減價とは、例へば戦時期間中必要な事業の設備が戦争の休止により、又大土木工事の進行中必要な設備がその工事の終了により不用となる如き場合生ずる減價である。一定の免許期間中經營される事業の設備についても、その免許期間の経過と共に同様の減價が生ずる。

2. 減價銷却の計算 減價銷却は固定財産の取得原

價、耐用年数及び耐用年数終了後の残價の三要素を基礎として計算されるのが普通であるが、その耐用年数及び残價について出来るだけ正確に近い推測をしなくては誤算を生ずる危険がある。減價銷却の計算法には種々あるが、その重なるものを示せば次の如くである。

(イ) 定額法若しくは直線法 これは最も普通の計算法で、次の如く各年度の減價銷却高を一定額とする方法である。

假設 原價￥100,000,—耐用年数10箇年、残價￥500,—
一箇年の減價銷却高…… $\frac{100,000 - 500}{10} = 9,950$ 圓

この計算法はその使用方法及び使用程度の相違が耐用年数に重大な影響を及ぼさないやうな固定財産について最もよくあてはまるものである。随つて機械の如きものについては最も不適當で、建物及び建物附屬諸設備等について最もよく適合する。

(ロ) 遅減法 この方法は固定財産の使用年数が経過するに従つて減價銷却高を遅減せしむるやうな計算法である。かかる計算法が採用されるのは主として實際上の便宜によるもので、固定設備は新しいうちに能率もよく、修繕費も餘り要しないが、古くなるに従つて能率も低下し、修繕費も多く要するやうになるのが普通であるから、その新しいうちに成るべく多く銷却を済ませ、古く

なつてからの負担を軽くしやうとするためである。この計算法にも種々あるが、その重なるものは残高定率法、減率法、級數法の三種である。

残高定率法 といふはその年度迄の銷却高を差引いた原價残高に一定率を乗じて各年度の銷却高を計算する方法で、例へば銷却率を20%と假定すれば、次の如く計算される。

假設 買入價格￥100,000、残高銷却率20%

$$100,000 \times 0.20 = 20,000 \text{ 圆} \dots \text{ 第一年度銷却高}$$

$$80,000 \times 0.20 = 16,000 \text{ } \dots \text{ 第二年度 } "$$

$$64,000 \times 0.20 = 12,800 \text{ } \dots \text{ 第三年度 } "$$

上の銷却率は耐用年數及び殘價を基として次の公式で決められる。

n =耐用年數

$$R=\text{殘價} \quad 1-\sqrt[n]{\frac{R}{C}} \quad (\text{一例}) \quad 1-\sqrt[8]{\frac{10,000}{100,000}}=25.00\%$$

C=買入原價

この方法は銷却率が正確に決められれば、實際上堅實な方法といふことが出来るが、その耐用年數の非常に長いものでなくては、この銷却率が餘り高率となるから、初期の銷却高が非常に多額となり、實際上困難を生ずるであらう。故に極めて長期の耐用年數を有する固定財産についてのみ適當する方法である。

減率法 とは次の如く年々の銷却率を後になるに従つて低率にする計算法である。

買入原價 銷却率 銷却高

$$100,000 \quad 12\% \quad 12,000 \text{ 圆} \dots \text{ 第一年度乃至第五年度銷却高}$$

$$100,000 \quad 8\% \quad 8,000 \dots \text{ 第六年度乃至第十年度銷却高}$$

この方法も全く實際上の便宜を主とするものであつて、銷却率の變更は必要に應じ幾回にも分けられる。

級數法 とは次の如き計算によつて銷却高を遞減せしめる方法である。

假設 買入原價￥100,000、耐用數年10箇年

$$1+2+3+\dots+10=55$$

第一年度	第二年度	第三年度	第十年度
$100,000 \times \frac{10}{55}$	$100,000 \times \frac{9}{55}$	$100,000 \times \frac{8}{55}$	$100,000 \times \frac{1}{55}$

これも前の減率法の一種であるが、その減率の決め方が耐用年數を基とする級數法によつたものである。

(v) **各種比例法** これにも種々あるが、その重なるものは使用時間比例法と利用程度比例法との二つである。

使用時間比例法 これは機械及びその附屬品等に最も適する計算法で、例へば、買入原價￥10,000、殘價￥1,000の機械の耐久使用時間數を10,000時間と假定すれば、この機械の使用一時間から生ずる銷却高を次の如く計算し、これへその年度に於て實際使用した總時間數を乘じ

て銷却高を計算するのである。

$$(10,000\text{圓} - 1,000\text{圓}) \div 10,000 \text{時間} = 0.\text{圓}90\ldots\ldots$$

.....一時間使用に對する銷却高

この計算法が最も適する場合は、その耐用年數の短縮が専ら使用的原因によつて左右されるやうな固定財産の銷却についてであつて、機械及びその附屬品等に最も適當する。使用的原因は如何なる固定財産についても銷却原因となるが、堅牢な建物等はその他の原因の方が一層重要であるから、これが適當しない。

利用程度比例法 これは自動車、鐵道汽罐車、車輛、レール等の銷却に最も多く用ひらるる方法であつて、例へば、トラックの耐久哩數を 50,000 哩と假定すれば、その買入原價から残價を控除した殘高を 50,000 分したものを一哩運轉から生ずべき銷却高とし、毎年度の運轉總哩數をこれに乗じて銷却計算を行ふ如き方法である。

3. 直接銷却と間接銷却 直接銷却とはその銷却高を直接に固定財產原價から控除して行く方法で、間接銷却とは銷却高を減價銷却準備金(又は減價銷却引當)勘定を設けて貸借對照表の貸方側に示し、借方側の固定財產金額は買入原價の儘に残して置く方法である。これを例示すれば次の通りである。

直 接 法

(仕 譯)	
機械減價銷却費	1,000.— 機 械 1,000.—

貸借對照表

(借方)	(貸方)
機 械 9,000.—	

間 接 法

(仕 譯)	
機械減價銷却費 1,000.—	機械減價銷却準備金 1,000.—

貸借對照表

(借方)	(貸方)
機 械 10,000.—	機械減價銷却準備金 1,000.—

上の如く固定財產の帳簿殘高を明らかに示す點に於ては直接銷却法が勝つてゐるが、その買入原價及び過去に於ける銷却高を明らかに示す點に於て間接銷却法が勝つてゐる。間接銷却法に於ても減價銷却準備金勘定は控除的評價勘定であるから、これを固定財產金額から控除すれば容易にその帳簿殘高も知られる。故に間接銷却法の方が總ての點から見て勝つてゐるものといふことが出来る。

4. 銷却計算の修正 固定財產銷却の計算は取得原價と耐用年數とを基礎として計算されるものであるが、

その耐用年数は物理的壽命のみならず、經濟的壽命によつても決定されるものであるから、これを正確に豫想することは甚だ困難である。故に後に到つて耐用年数を變更しなくてはならぬやうな場合の生ずることも屢々避けられない。かかる耐用年数の變更は豫定よりこれを短縮しなくてはならぬことによる場合が多いから、かかる場合を一例によつて示すこととする。

取得原價￥100,000、耐用年数豫定10箇年の機械につき、1箇年￥10,000宛4箇年間銷却した後、第五年度末にその耐用年数があと3箇年に過ぎないといふことが知られたと假定すれば、この銷却計算は如何に修正されなくてはならぬか。この場合耐用年数を8箇年に修正すれば、その銷却高も1箇年￥12,500に修正されなくてはならない。故に第五年度以後の銷却高を￥12,500とすると同時に、過去4箇年間の銷却不足額￥10,000を補充しなくてはならない。これを補充する方法には次の如き三つの方法がある。

- (イ) 第五年度の銷却高にこれを加へ、その銷却高を￥22,500とする方法。
- (ロ) 第五年度以後の銷却高を1箇年￥15,000宛に増加する方法。
- (ハ) 過去の利益から補充する意味で、繰越利益金或は

利益積立金からこれを控除する方法。

かかる銷却不足は過去の利益計算を過大にしてゐた譯であるから、(ハ)の如き方法が理論上は最も正しい。然し第五年度の利益が十分にあるときは、(イ)の如き方法によることも實際上は最も簡便である。(ロ)の如き方法は理論上正しくないばかりでなく、實際上も企業の財政を不健全ならしむる最も不合理な方法といはなくてはならない。

若しもこの機械が第五年度末に於て全然新規の機械と取替へた方が經濟上有利であるといふやうな事情が生じたと假定すれば、その耐用年数は5箇年に短縮されたことになるから、1箇年の銷却高は￥20,000宛に修正されなくてはならぬ。この場合は第五年度の銷却高を￥20,000とすると同時に、過去の銷却不足額￥40,000が前と同様の方法で補充されなくてはならぬ。

第九章 無形財産

1. 無形財産の意義 無形財産とは有形財産のやうに明瞭にその存在が知られないもので、主として企業の収益と關聯してその存在及び價値の知られるものである。又無形財産は假令存在してゐても、貸借対照表に財産として記載されてゐることが少いから、一層これを知ることが困難である。故に無形財産が存在するか、又その價値が幾何であるかといふことは、次のやうな計算によつて始めてよく知られる。

貸借対照表	
(借方)	(貸方)
有形諸財産 100,000,—	資本金 100,000,—

上の如き企業に於て純益が一箇年 ¥20,000 宛確實に得られるとすれば、この企業の價値は有形財産總額 ¥100,000 を遙かに超過することは明らかである。故に假にこれが買收されるとすれば、少くとも ¥200,000 の價値があるであらう。この場合この企業の價値 ¥200,000 と、その所有する有形財産の價値 ¥100,000 との差額、即ち ¥100,000 がこの企業の有する無形財産の價値である。

これを貸借対照表で示せば次のやうになる。

貸借対照表	
(借方)	(貸方)
有形諸財産 100,000.—	資本金 100,000.—
祕密無形財產 100,000.—	祕密積立金 100,000.—

故にこの企業の貸借対照表には無形財産 ¥100,000 が隠されてゐる譯であつて、同時に前に述べた祕密積立金といふ隠されてゐる自己資本が ¥100,000 ある譯である。かくの如く無形財産は非常に有利な企業で、特に莫大な純益が得られるやうなものにのみ所有されかかる普通以上の利益を得る特權が無形財産といはれるものである。無形財産は次の如く分けられる。

無形財産 $\left\{ \begin{array}{l} \text{法律上の無體財產權} \\ \text{暖簾又は營業權} \end{array} \right.$

特許權、商號權、商標權等の如き無形財產は法律上の無體財產權であるが、これ等の權利によつて特に莫大な利益が得られる場合でなくては、假令無體財產權があつても、これが財產とは認められない。暖簾又は營業權は法律上財產權として明らかに規定されてゐないが、企業の財產として事實上認められてゐるものである。暖簾又は營業權が財產となる場合は、その製造又は經營の方法、或は經營の場所が非常に優れてゐるため特に莫大な利

益が得られる如き場合であつて、非常に繁榮してゐる企業には常にかかる無形財産が所有されてゐる。

2. 無形財産の評価 無形財産の價格は企業の利益の大小によつて決定されるもので、これを正確に評価することは甚だ困難である。これを評価する方法には三つある。

- (イ) 純益總額を基準とする方法
- (ロ) 超過純益を基準とする方法
- (ハ) 株式市價を基準とする方法

純益總額を基準とする評価法は次の公式によるものである。

$$\frac{\text{一箇年總純益高}}{\text{還元利率}} - (\text{有形財産總額} - \text{負債總額})$$

上の還元利率は企業の危険の程度に應じて適當に決められなくてはならないが、我國經濟界の實情からいへば、大體當時の國債利廻の一倍半乃至二倍位が適當の標準であるから、この範圍で各企業の危険性に従つて相當の斟酌を加へて決めるべきである。

超過純益を基準とする評価はその超過純益の獲得見込年數が永久的であるか、一時的であるかにより次の如き二種の年金現價の何れかの公式によつて行はれる。

$$\text{超過純益が永久的なるとき } \frac{\text{超過純益高}}{\text{還元利率}}$$

$$\text{超過純益が一時的なるとき } \text{超過純益高} \times \frac{1}{(1+i)^n}$$

i = 還元利率, n = 超過利益繼續見込年數

この評価法に於て困難な點は超過純益高の決定、その繼續年數の豫想及び還元利率の決定等である。

超過純益とは自己資本高に対する相當の程度を超過する純益高のことであるが、相當の程度を當時の國債利廻りの五割増程度と考へれば、大した間違ひはない。例へば、國債利廻が 4% なら、6% 位を一般的に相當の純益程度と考へ、自己資本高に 6% を乘せれば相當程度の純益高を決定することが出来るから、これを超過する純益を超過純益と計算する。かかる超過純益の繼續する見込年數は無形財産の種類によつて異なるが、特許権その他その繼續年數の明らかに限られてゐるものほか、その期限を豫想することは困難なことが多い。然し出来るだけ慎重に考へて、永久的と考へられないものについては、なるべく短期間に豫想する方が安全である。超過純益の還元利率を正確に決定することも非常に困難であるが、普通純益よりは危険率が多いのであるから、それを更に五割増した位の率を標準として、適當に加減すればよいであらう。

株式市價を基準とする評価法は株式會社企業につい

てだけ適用される方法であるが、次のやうな算式によるものである。

$$(株式市価 \times 総株数) - (有形財産総額 - 負債総額)$$

この方法によるとときは基準とされる株式市価が正確に決められなくては誤った計算となるであらう。故に出来るだけ確實な相場を標準とするため過去三箇年間の平均相場によるといふやうなことが多い。

これ等三種の評價法はいづれも絶対正確なものとはいへないから、いづれの方法によるとしてもなるべく保守的に推算するのが最も安全である。

3. 無形財産の記載 無形財産の貸借対照表への記載はこれを他人から譲受けた場合に限つて認めるべきものとする説、他人から譲受けたものでなくとも、これを獲得するのに費用を要したときは、その費用の限度でこれを認めるといふ説、及びかかる條件がなくても、所有されてゐる無形財産は總て貸借対照表に掲げることが出来るといふ説とある。理論からいへば、無形財産も財産である以上は、これを所有してゐるとき貸借対照表に記載して差支ない筈であるが、それが企業成績の變化によつて消失し易いこと及びその正確な評價の困難なこと等から考へて、法律上の無體財産權については、これを買収したとき、又その他の無形財産については、企業の買収

合同又は組織變更等のあつた場合に限り、貸借対照表に記載することとするのが最も安全である。

4. 無形財産の銷却 無形財産について減價銷却が必要であるか否かといふことは、無形財産の種類によつて異なるものである。特許権その他の如く明らかにその壽命が限られてゐる無形財産については當然減價銷却が必要であるが、永久的に存在すると考へられる無形財産についてはその必要がない。然しその壽命が豫定されない無形財産も經濟界の變動によつて減價し或は消滅することが多いから、なるべく短期にその壽命を豫定して銷却するのが最も安全である。

5. 創業費と無形財産 企業の創立に要した諸費用を創業費といひ、これが巨額に達した場合は貸借対照表の借方にこれを記載することが少くない。かかる場合これを財産として掲げらるるものと解釋すれば、創業費も一種の無形財産といふことが出来る。創業費は企業を成立せしむるに缺くべからざるものであるから、恰度建物の建設費のやうに企業の建設費と考へてもよいものである。かくして造られた建物が財産となると同様に、創業費によつて造られた企業にもそれだけの價値が財産として生ずるものといふことが出来る。即ち創業費によつて企業の經營が出来るやうになる無形の設備

が作られ、これが財産として生ずるものと解釋される。然しこれはその事業計畫が適當で、これに遣つた創業費が十分の效果を有つ場合のことであつて、その企業が十分の成績をあげ得ないときは、創業費によつて造られる無形の設備も價値がないから財産とはならない。隨つて創業費によつて示される無形財産はその企業が十分の成績を續けてゐる間は壽命を保つものであつて、その成績が不良となるとき消滅するものである。故にかかる無形財産についても前項のものと同様何時壽命がなくなるか分らないものとして、出来るだけ早く銷却する方が安全である。

6. 建設利息と無形財産 鉄道、礦山等の如く建設のため長期間を要する企業については、その建設期間中も自己資本に對して一定の利息を配當することが認められてゐる。資本に對する配當は營業を始めて利益があつたとき初めて行はれるのが原則であるが、その建設期間の特に永いものについては、便宜上營業開始前に利息を配當することが認められてゐるのである。かかる建設利息も前項の創業費と同様に企業の創設に必要な費用の一種と解釋され、隨つてこれが貸借對照表に財産として掲げられるものと解釋され易い。然し建設利息は創業費とは異り、企業の無形の設備を造るために役立つ

ものではなく、投資家に對する便宜上これが認められてゐるに過ぎないものであるから、これを同一視することは出來ない。故に假令建設利息が貸借對照表の借方に記載することを認められても、これが一種の無形財産を示すものと解すべきではなく、配當金前拂高の繰越と解すべきであつて、營業開始後の利益金を以て一定期間に補充すべきものと解すべきである。隨つてその性質は自己資本に對する一種の控除的評價勘定と認むるのが至當である。

第十章 流動財産

1. 取引財産の評価 取引財産とは取引されるところの財産のことである。商品又は製品等を指すものである。かかる取引財産について生ずる會計學上最も重要な事柄は、手持品に關する棚卸評價の問題である。これについても既に述べた財産評價の方法があてはまる譯であるが、殊に原價と時價との問題は手持品の評價に關して最も重要な事柄である。手持品の評價について原價説と時價説とが相違するに至る最も重要な點は、手持品から生ずる利益實現の時期に關する問題である。原價説によれば、手持品が販賣された時始めて利益が生ずるもので、假令時價が高くなつても未だそれが販賣されない内は決して利益は實現されないものとなるが、時價説によれば、かかる未實現の利益が計算されることとなるから不當であるといはれる。これに對し時價説によれば、手持品から生ずる利益は販賣によつて生ずるばかりでなく、その市場價格の騰貴によつても生ずべきもので、手持品からは販賣利益の外評價利益も發生するものと主張される。故にこの二つの説が相違する最も根本的な

點は、手持品について評價利益を計算することが會計學上正當であるか否かといふ點にあるといつてよい。我國商法の評價規定では手持品の評價については時價最高主義が採用されてゐるから、手持品の評價利益は合法的に認められてゐる。會計學の理論からいつても、利益の發生は財產額の增加によつて實現されるもので、如何なる形態の財產でそれが増加しても同様であるから、手持品の價格が騰貴して財產額が増加しても、或はそれが販賣されて現金になつて財產が増加しても、利益を生ずる點に於て少しも相違がないと見るのが至當である。故に評價利益も會計學上正當な利益と認むべきであつて、この點に於て時價説の方が理論上正しい。けれども會計學上手持品の販賣利益と評價利益とは等しく利益であつてもその性質が異なるものであるから、利益處分の點からいつて同一に取扱ふことは企業にとつて安全でない。又手持品の評價を時價に引上げて評價利益を計算すると、その後市價が下落した時復た評價損失を計算しなくてはならなくなる危険がある。故に企業經營の安全を計るために、前に述べた低價主義を採つて、評價利益は計上しないこととする方が安全である。

2. 商品増價引當又は商品減價引當 手持品の棚卸評價の結果を貸借對照表に示す場合、次の如く商品増價

引當又は商品減價引當勘定を設けて、時價説と原價説とを折衷する方法もある。

市價騰貴の場合

貸借対照表	
(借方)	(貸方)
商品棚卸.....(時価)	商品増價引當.....(時価-原価)

市價下落の場合

貸借対照表	
(借方)	(貸方)
商品棚卸.....(時価)	
商品減價引當.....(原価-時価)	

上の如き方法を採用すれば、手持品を時価で評価すると同時に、これから生ずる評価利益又は評価損失が引當勘定によつて示され、その期の損益から除外されることとなる。然し評価損失についてはかかる引當勘定によらず、直ちにこれをその期の損失として計算する方が企業にとって安全であるから、市價騰貴の場合にのみこれが利用されることが多い。

手持品が原価、時価、低價いづれの主義で評価される場合にも、その仕入原価を正確に知ることは大切である。

原價主義による場合は勿論であるが、時價主義による場

合は評価損益の計算上、又低價主義による場合は時価との比較上その仕入原価が必要である。然るに同種の商品で仕入値段の異なるものが混入してゐるときは、正確にその原価を知ることが困難なこともある。かかる場合は次のいづれかの標準によつて仕入原価を決定すべきである。

- (イ) 最近の仕入原価
- (ロ) 仕入平均原価

然し商品有高帳が補助簿として使用されてゐれば、手持商品の原価も容易に知られるであらう。

3. 取引債権の評価 取引債権とは取引の結果生じた債権のこと、その重なるものは賣掛金及び受取手形等である。取引上生ずる前渡金の如きものも取引上の債権には相違ないが、それが將來現金に變るべき性質のものではないから、賣掛金又は受取手形とはその性質が異なる。又前拂の諸費用即ち未経過諸費用の如きものも一種の債権には相違ないが、それが將來の費用として既に支拂はれた金高を示すもので、賣掛金の如く將來の現金收納を示すものとは同一視されない。

賣掛金及び受取手形に關して生ずべき會計學上最も重要な問題は、その評価についてであつて、一つは受取割引豫定金の問題、他は貸倒銷却の問題である。

- 4. 受取割引豫定金** 受取割引豫定金の問題は既に

述べた支拂割引豫定金の問題と同類のもので、取引上の債権は將來に於ける一定の期日に支拂はれるものであるから、精密にいへば、その發生當時の正確な價値はその時から支拂期日に至る迄の利息を割引したものでなければならぬ。故に取引債権の正確な評價には次の如く支拂豫定日に至る迄の利息を受取割引豫定金といふ控除的評價勘定によつて示すべきである。

(仕 譯)

賣掛金	5,000.—	商品賣上	4,900.—
(又は受取手形)		受取割引豫定金	100.—

貸借對照表

(借方)	(貸方)
賣掛金 (又は受取手形)	受取割引豫定金 100.—

上の受取割引豫定金勘定は賣掛金に對する控除的評價勘定であつて、賣掛金又は手形が豫定日に支拂はれた時は、これが受入利息勘定に振替へられる。故に形式上は商品が￥5,000に販賣され、それから生じた賣掛金又は手形に對して￥5,000現金で支拂はれることとなるが、實質上は商品が￥4,900に販賣され、隨つてそれから生じた賣掛金又は手形は￥4,900となり、期日に￥5,000受取つたときは、賣掛金又は手形に對する￥4,900と、利息￥100とが受取られたものとなる譯である。然し總ての賣掛金

又は受取手形についてかかる精密な手續を行ふことは極めて稀で、ただ支拂割引の條件が附いてゐる賣掛金に對してのみ時として行はれるに過ぎない。

5. 不渡手形引當及び貸倒引當 受取手形又は賣掛金の中に回収不能に歸する部分が幾分生ずることは如何なる營業に於ても免れない。既に支拂期日を経過して、確かに回収不能となつた部分については、これを貸倒損失に振替へなければならない。又假令支拂期日に未だ到達しないものについても、その回収が不能となることが略々確實と認めらるる部分については、貸倒引當勘定を設けて取引債権の計算を確實にしなければならない。例へば、所有する受取手形總額￥50,000のうち、￥5,000だけ回収困難と推定されたときは、これを次の如く控除的評價勘定として不渡手形引當勘定を設けなくてはならない。

(仕 譯)

不渡手形損	5,000.—	不渡手形引當	5,000.—
-------	---------	--------	---------

貸借對照表

(借方)	(貸方)
受取手形	50,000.—

賣掛金の貸倒豫想高についても同様の取扱が必要であつて、控除的評價勘定として貸倒引當勘定が設けられ

なくてはならぬ。この場合豫想の如く貸倒れを生じたときは、受取手形又は賣掛金勘定と引當勘定との振替仕譯を行つて兩勘定を貸借対照表から抹殺すべきであるが、若しも貸倒れと豫想した部分の中で回収されたものがあるときは、その回収部分についてはその引當勘定を次の如く手形不渡損戻入勘定又は貸倒損戻入勘定に振替へるべきである。

(借方) 不渡手形引當 ×××× (貸方) 手形不渡損戻入 ××××
貸倒引當 ×××× 貸倒損戻入 ××××

手形については不渡となるべき部分の豫想が比較的容易であるが、賣掛金についての貸倒の豫想は甚だ困難である。然しかかる豫想は過去の経験によつてその期の掛賣總額の何パーセントといふやうに決められる。

6. 有價證券の評價 有價證券の評價については既に述べた取引財産の評價と同様の問題が生ずる。即ち原價と時價の問題及び評價利益の問題がこれに關して最も重要な事柄である。然しこれについては既に述べた商品の棚卸評價の説明がその儘あてはまるから、繰返して述べる必要がない。

7. 其他の流動財産 流動財産には既に述べたもののほか、現金、預金、前渡金、前拂若しくは未経過諸費用等があるが、これ等については特に説明を要しないであらう。

第十一章

損 益

1. 損益の分類 企業の損益は一定の期間に生じた總費用と總收益とを比較して決定されるものであるが、これを分解すれば次の如く分けられる。



2. 營業損益 營業損益とはその企業の經營から當然生ずべき性質の損益で、商品賣買業ならば、その取扱商品の賣買から生ずる損益、製造工業ならば、その製品の製造及び販賣から生ずる損益のことである。かかる營業損益以外の損益といへば、證券投資から生ずる損益、利息收支、盜難損失又は火災損失等の如く、その企業の損益となるには相違ないが、その固有の營業から直接且つ當然に生ずるものとは見られないものを指すのである。かやうに企業の損益を營業損益とその他の損益とに分ける必要は、企業の經營を觀察し、その成績を知るため極め

て大切だからである。即ち企業の經營状態或は成績は主としてその營業損益によつて觀察すべきで,その他の損益はこれと附隨的に觀察すべきものである。營業損益に於て非常に優れてゐる企業は最も優秀な企業といへるが,若しも營業損益の結果が思はしくないならば,假令その他の損益に於て莫大な純益があるものでも,決して企業として優秀なものとはいふことが出来ない。又利益の確實さ,永續性からいつても,營業損益から生ずるものは最も確かで,永續性があり,その他の損益は偶然的,一時的なものである。故に營業損益は経常損益,その他の損益は臨時損益ともいはれる。營業損益の要素は更に賣買損益と一般營業費とに分けられる。

3. 賣買損益 賣買損益とは商品又は製品の賣買に直接關聯して生ずる損益のことで,次の如く分解される。

商品賣上高	100,000.—
-------	-----------

賣上商品原價

當期仕入高	80,000.—
前期末棚卸高 (+)10,000.—	
	90,000.—
當期末棚卸高 (-)20,000.—	70,000.—
賣買總益	30,000.—

販賣費

販賣員給料	2,000.—
發送運賃	500.—
廣告料	500.—
	3,000.—
賣買總益	27,000.—

製造工業ならば,賣買總益は製品賣上高から賣上製品原價を控除して計算される。故に賣買損益は賣上高,賣上商品原價,販賣費の三要素から計算されるもので,その結果が賣買總益及び賣買純益として現はれる。かかる賣買總益及び賣買純益は企業成績を左右する最も重要な部分であつて,成績の觀察及び改善にとつて特に重要視されるところである。

4. 一般營業費 賣買純益から一般營業費を控除したもののが營業純益である。一般營業費は賣買に直接關係なく生ずる費用で,例へば,事務員給料,建物保險料,消耗品費,税金,雜費,建物減價却費等の如きものである。即ち企業管理上の事務的費用がその主たる部分を占むるものである。

5. 營業外損益 營業外損益とは企業が直接の目的とする仕事以外の原因から生ずる損益のことで,財務上の損益及びその他の雜損益とに分けられる。

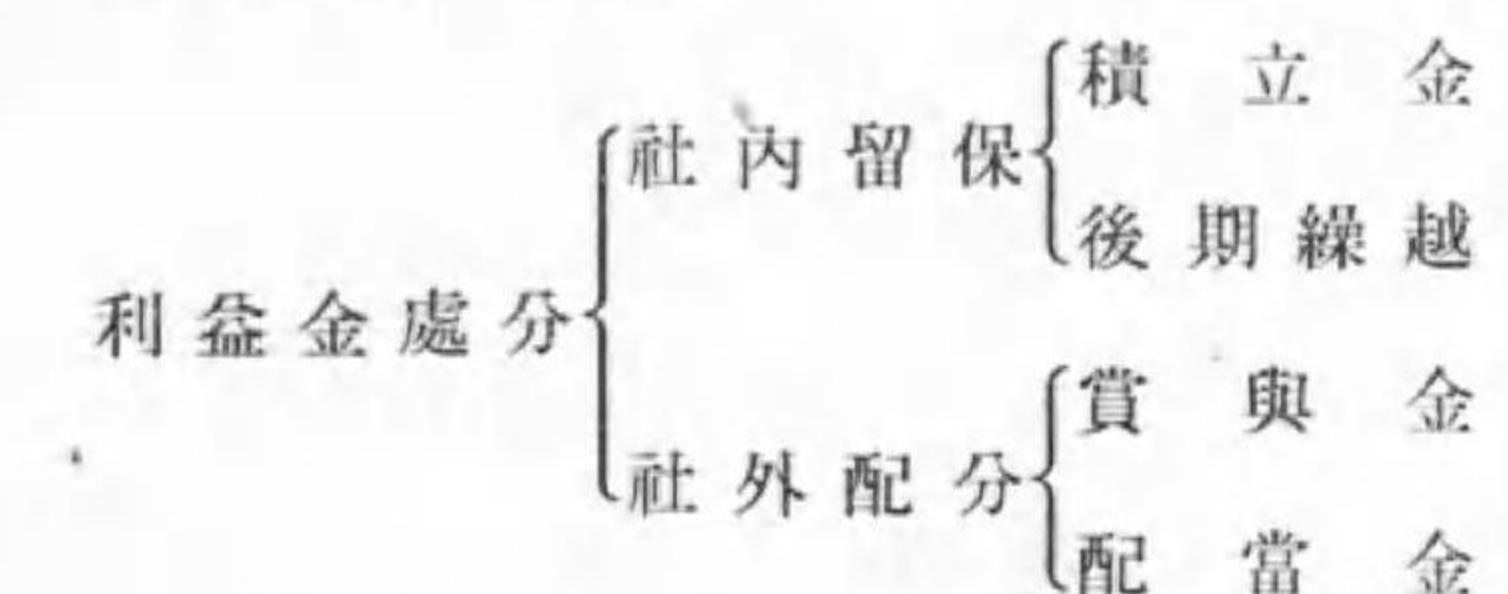
財務上の収益には受入利息,受入配當金,有價證券評價

益,有價證券償還益,外國為替益等の如きものがあり,財務上の損費には支拂利息,支拂割引料,有價證券評價損,有價證券償還損,外國為替損,手形不渡損,貸倒損等の如きものがある。これ等の損益諸要素はいづれも金融關係の方から生ずるもので,企業損益に属するものには相違ないが,製造又は賣買等の如き企業の本筋に属する取引から生ずるものではないから,別個に取扱ふべきである。即ちこれ等のものはその企業を經營することから當然生すべき性質の損益要素ではない。隨つて企業の成績を觀察し,或は改善しやうとする場合にも,前項の營業損益とは違つた見方をしなくてはならないもので,第二次的の重要さを有つものと解すべきである。

6. 雜損益 ここに雜損益とは營業外の損益のなかで,財務損益以外のものをいひ,専ら臨時的或は偶然的な原因から生ずるもののことである。これに属する重なるものは,受入補助金,受入寄附金,固定財產評價益,商品評價益等の如き収益,及び支拂寄附金,災害損失,盜難損失,社員遣込損失,固定財產評價損,商品評價損等の如きものである。これ等の諸要素はいづれも臨時の性質のもので,企業の目的とする取引と全然關係なき外部的原因から生ずるものである。かかる損益の結果が企業の純益に重大な影響を與へることも屢々あるが,それによつて直ち

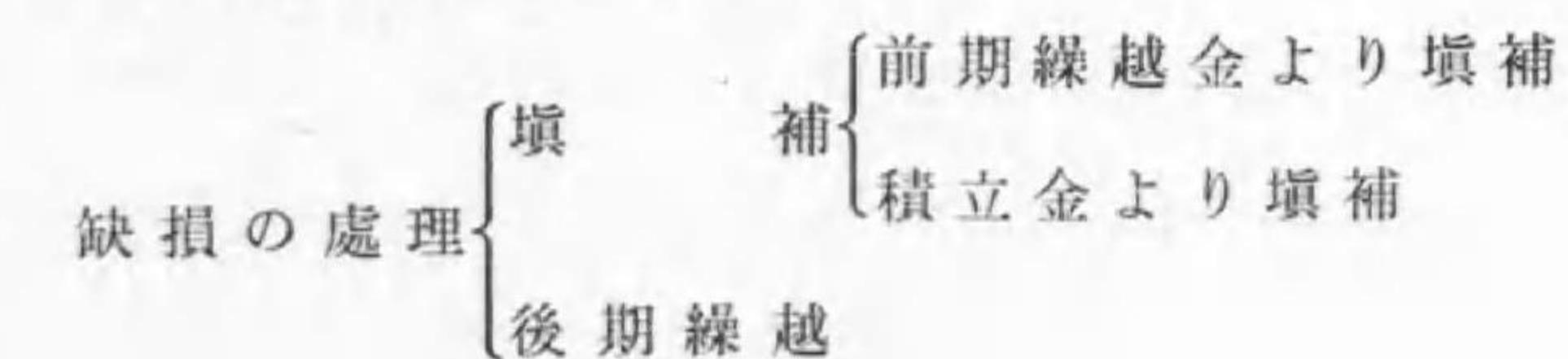
に企業の經營成績の良否を判断することは甚だ危険である。その影響は全く臨時的或は偶然的なものであるから,経常的又は永續的な原因から生ずる結果とは別個に考へなくてはならない。

7. 純益の處分 企業の純益は上記の賣買純益から一般營業費を控除して計算された營業純益と,營業外損益の結果たる特別の純損益とを合せて計算されるものであるが,かかる純益は前期からの繰越利益金と共に次の如く處分される。



時として固定財產の減價銷却,取引貨權の貸倒銷却或は固定財產の評價損等の計上が利益處分の問題として取扱はるる場合もあるが,その不當なことは既に述べたところから明らかであらう。

8. 缺損の處理 缺損は次の如く直ちに填補されるか又は後期へ繰越される。



又繰越缺損金は後の利益金を以て填補されるのが普通であつて、これが填補されてからでなくては配當が出来ない。長期に亘つて缺損の填補が出来ず、隨つて配當も出来ないやうな場合は、これと資本金とを相殺するため、資本の減少を行ふことが普通である。

第十二章

評 價 損 益

評價損益とは所有財産の市場價格變動に基づく損益のことで、その取得原價と時價とが相違する場合、時價によつて評價するとき生ずる損益のことである。かかる評價損益については既に財産の評價と關聯して一と通り説明したが、これは理論上及び實際上極めて重要な事柄であるから特に再び詳説する。

1. 評價損益と未實現損益 損益は販賣によつて實現されるといふ理論によれば、評價損益は未だ實現しない損益といはれる。手持商品の時價が仕入原價即ち帳簿價格を超えてるときは、將來これを販賣すればその差額に等しい利益を生ずるものと豫想されるが、未だ販賣されないのであるから、かかる利益は未實現利益又は豫想利益に過ぎないといはれるのである。

かくの如く評價損益を未實現損益又は豫想損益に過ぎないとすれば、評價損益は決して現在發生した損益ではなく、將來發生する損益の見込高にほかならないから、これを當期の損益に加へることは不合理である。

然し ¥10,000 で仕入れた商品の現在に於ける仕入相

場が ¥12,000 に騰貴したときは,假令未だ販賣されないでも,所有財產が ¥2,000 増加したことは確かである。これが ¥12,000 で販賣された時と較べて違ふ點は,その ¥12,000 の商品が ¥12,000 の現金に變つてゐないといふことである。故に所有財產が ¥2,000 増加するといふ點では,販賣されて現金になつてゐても,未だ販賣されないで商品になつてゐても,少しも違ひがない。財產が確實に増加すれば利益が生ずる筈であるから,理論上は評價利益といふものも利益であるといふ方が正しい。故に評價利益は未實現の利益であるといふ説は正しくない。然し商品の相場は變動し易いから,一旦高くなつても,復た下落する危険があるが,現金に變つてゐれば相場が下る惧がないから,その増加が非常に確實である。故に評價利益は企業にとつて既に實現した利益ではあるが,未だ實現しない利益と考へて,商品の帳簿價額は元の儘にして置く方が企業にとつて安全に違ひない。かやうにこれを未實現の利益として利益の計算に入れないので置けば,それだけ利益が隠されてゐることになるから,前に述べたやうに祕密積立金が生ずることとなる。

上に述べたところは専ら評價利益についてであるが,評價損失についても同様の解釋があつてはまる。若し評價利益が未實現の利益であるとすれば,評價損失は未實

現の損失でなければならないが,理論上は評價損失も未實現の單に豫想された損失ではなく,既に發生した損失であるとする方が正しい。然しこれを評價利益のやうに特に未實現のものと考へて商品の帳簿價額をその儘にして置くことは,決して企業にとつて安全なことではなく,却つて危險なことである。故に評價損失は假令これが未實現のものと解釋されても,これを實現した損失と同様に考へて,商品の價額を時價に引下ぐべきものと主張されることが多い。然し評價損失を理論上實現した損失と考へれば,これが當然損失の計算に加へられることとなるから,かかる特別の取扱は必要でない。

2. 評價損益と資本の修正 評價損益の問題は所有財產の市價が變動した場合に生ずるものであるが,かかる所有財產の市價變動は何等損益に關係のない資本の修正に關する問題であるといふ説がある。例へば,仕入原價 ¥10,000.— の手持商品の市價が騰貴して,同種同額の商品の再仕入原價が ¥12,000.—となつたと假定すれば,その差額 ¥2,000.—は評價利益と見るべきではなく,資本額の増加にあてらるべき金額とする説である。その理由は企業の經營を同様に繼續して行くには,かかる市價の騰貴によつてそれ迄よりは ¥2,000.—だけ餘分の資本が是非必要となる筈であるから,¥2,000.—は經營を維

持するため必要な資本の修正額であるといはれるのである。この場合,若しもこれを評價利益と考へ,資本が今迄と同額に維持されたならば,今迄通りの取引量を繼續することが出来なくなるから,實質的に資本は減少されたこととなるであらう。企業の利益は資本を維持するに必要な金額以上に財産が増加したとき初めて生ずるものであるから,市價の騰貴による財産増加額を資本の維持に必要な金額であるとすれば,その増加額は評價利益とすべきではなく,資本の修正額とすべきであるといふ理論が正しい譯である。

かかる理論に従へば,その市價が下落した場合も同様の理由によつて,その下落額は評價損失と認むべきものではなく,當然修正さるべき資本の減少額と解釋される。即ちかかる場合は資本がそれだけ減額されても,經營が今迄通りに實質的に維持されるものと考へられるのである。又かかる理論によれば,單に評價損益に關してのみならず,賣買損益についても,その計算が次の如くされなくてはならない。

假設 實際仕入原價 ¥10,000, 當時の再仕入原價
¥12,000, 販賣價格 ¥13,000

$$12,000 - 10,000 = 2,000 \dots \text{資本修正額}$$

$$13,000 - 12,000 = 1,000 \dots \text{販賣利益額}$$

かかる損益計算の仕方によれば,仕譯も次の如くなされなければならない。

(評價利益の場合)

		仕 譯	
		(借方)	(貸方)
	商品棚卸	12,000.—	商品賣買 10,000.—
			資本修正 2,000.—

(販賣利益の場合)

		仕 譯	
		(借方)	(貸方)
	現 金	13,000.—	商品賣上 13,000.—
	商品賣買	2,000.—	資本修正 2,000.—

上の資本修正勘定は資本に對する追加的評價勘定として貸借對照表貸方側に示される。

かくの如く所有財產の市價變動は資本修正に關する問題であつて,評價損益に關係なき事柄とすることは,貨幣價值の變動に基づく市價變動については正しいが,他の原因に基づく市價變動については正當でない。貨幣價值が低落したときは,資本の計算もそれだけ一般物價指數によつて増額すべきであるから,これによつて生ずる市價の騰貴は資本の修正と相殺され,損益に關係のない事柄となる。然しその他の場合は假令市價が騰貴しても資本を修正しなくてはならないといふ理論上の根據がないから,その結果として評價利益が生ずるものと

するのが理論上正當である。

所有財産の市價が騰貴すれば、經營に必要な資本を多く要するに至ることは明らかであるから、資本をそれだけ増加しなくては經營上不都合が生ずる。故に評價利益はこれを社外に分配せず、社内に積立金として留保することが堅實なる經營には是非必要である。隨つて評價利益を利益としないで、資本の増加に必要な修正額と考へるといふ説も理論上は正しくないが、實際上は安全な觀方といふことが出来る。然しこれを資本修正に必要な額と觀ることは正しくないから、社外に分配せず、積立金とされなくてはならぬ利益と解することが最も合理的である。

第十三章

損益的支出と資本的支出

1. 損益的支出と資本的支出との區別 損益的支出とは損益の計算上費用となるべき支出のことで、資本的支出とは資本として使はれる財産の増加となるべき支出のことである。支出についてかかる區別が非常に重要な考へらるる理由は、或支出がこの何れに屬すべきものとするかによつて、損益及び財産の計算に著しい相違が生ずるからである。例へば、建物の改造又は修繕の爲め￥1,000を支出したとき、これを改造費若しくは修繕費といふ費用とすれば損益的支出となり、又これを建物の價格を増加せしむるところの支出とすれば資本的支出となる。これが正しく區別されないと、當然費用として損益計算に加へらるべきものが財産の増加として財產價額に加へられ、或はその反対のことが行はれたりすることとなるから、その會計が非常に不正確となる。故にこれを正確に區別することは極めて大切であるが、時としてかかる區別が非常に困難なこともある。

2. 區別の標準 損益的支出と資本的支出との區別は、その支出の結果が新財産の獲得又は舊財産の價値増

加となるか否かによつて決められる。新財産の獲得については明瞭に認められることが多いが、舊財産の價値に増加を生じたか否かは確實に判定することの非常に困難な場合が甚だ多い。新財産の獲得についてかかる區別の不明となる一例を擧げれば、固定設備の取得に附隨して生ずる支出、例へば、土地、建物等の買入に附屬する手數料、登記料その他の支拂が、土地、建物の原價に加へらるべきか、費用として損益の計算に加へらるべきかといふ如き場合、或は調査費、實驗費等の支拂が特許権その他の無形財産の獲得のために支拂はれたものと解すべきか、費用として計算さるべきかといふ如き場合である。これ等の場合は、その財産の獲得に缺くべからざる支出ならばこれを資本的支出と看做し、然らざる支出ならば假令財產獲得に附隨して生じたものでも損益的支出と解すればよい。

次に舊財産に價値増加が生じたか否かといふことが問題となる場合は、例へば、建物の内部を改造し、或はこれに修繕を加へたとき、これに對する支出が建物の價値を増加せしむるものと考へて、建物の價額に加へらるべきか、これを費用として損益の計算に加ふべきかといふ如き場合である。かかる場合は、その改造又は修繕によつて實際その建物が以前よりは餘計役に立つやうになつ

たか否かによつて決めらるべきである。貸家の如きもあるならば、これによつて以前より家賃が多く取れるやうになつたか否かによつて最もよく判定されるが、自家用の建物等についてはこれが容易に判定出來ないことが多い。然しその區別の標準は同様に家賃収益を假想して、これが増加したか否かを決めるのが最も安全である。機械の改造又は修繕についても同様であつて、その結果明らかに能率がよくなつたか否かを考へてこれを決めるのが最も適當である。若しもかかる區別の判定が明瞭につかないやうな場合には、總てこれを損益的支出とする方が企業財務上安全なことはいふ迄もない。

第十四章

経営分析

経営の会計學的分析とは會計資料によつて企業の經營状態を分析することであるが、これは財産及び資本に關する貸借對照表の分析と、損益に關する損益計算書の分析とに分けられる。

1. 貸借對照表分析の方法 貸借對照表によつて經營を分析する場合最も重要な方法は次の如き諸比率による分析である。

- (イ) 流動比率及び酸性試験比率
- (ロ) 固定比率
- (ハ) 負債比率
- (レ) 受取勘定比率
- (ホ) 留保利益比率
- (ヘ) 當期純益比率
- (リ) 商品回轉率
- (チ) 賣掛金回轉率
- (リ) 資本回轉率
- (ヌ) 固定財產回轉率

これ等の諸比率を使用する分析の仕方を下記の貸借

對照表について例示すれば次の如くである。

貸借對照表

昭和××年×月×日現在

借 方		金額	貸 方		金額
固定財產勘定			資本金及積立金勘定		
土 地	100,000,000		資 本 金	300,000,000	
建 物	150,000,000		法定積立金	36,000,000	336,000,000
什 器	50,000,000	300,000,000	固定負債勘定		
			社 債	80,000,000	
流動財產勘定			借 入 金	20,000,000	100,000,000
有價證券	41,000,000				
商 品	160,000,000		流動負債勘定		
賣掛金	20,000,000		買掛金	60,000,000	
受取手形	10,000,000		支拂手形	40,000,000	
當座預金	40,000,000		未拂利息	3,000,000	
現 金	5,000,000	276,100,000	未拂運賃	1,000,000	104,000,000
其他財產勘定			利 益 金 勘 定		
未經過保險料	400,000		前期繰越利益金	3,000,000	
未收家賃	1,500,000	1,900,000	當期利益金	35,000,000	38,000,000
		578,000,000			578,000,000

(イ) 流動比率及酸性試験比率 流動比率とは流動財產總額を流動負債總額で割つた比率のことである。上の貸借對照表に於ては次の如く 2.65 となる。

$$\frac{276,100}{104,000} = 2.65 \dots \text{流動比率}$$

この比率は運轉資本が十分であるか否か、負債の支拂能力が十分であるか否か、等を知るため役立つ比率であつて、これが高い程運轉資本が潤澤であるから經營資金に餘裕があり、又負債支拂能力が大であるから金融上の信用が厚い。この比率が如何なる程度に維持されなければ安全でないかといふ一般的標準を決めるることは非常に困難であるが、2.00以上なるとき、即ち流動財産が流動負債の二倍以上あるとき、如何なる種類の企業にとつても安全であると一般にいはれてゐる。

酸性試験比率とは上の流動比率を一層厳重にしたもので、流動財産の中で最も流動的な速時財産といはれるもの、即ち現金、預金、賣掛金、手形だけを合計したものを流動負債で割つた比率のことである。これを前の貸借対照について計算すれば次の如く 0.72 となる。

$$\frac{75,000}{104,000} = 0.72 \dots \text{酸性試験比率}$$

等しく流動財産であつても、商品及び有價證券等は他のものと較べて比較的流動性が弱く、まだ資金化されてゐないものであるから、これ等を除いて一層厳重に支拂能力の大小を試験するため計算されたものがこの比率である。故にこの比率が高いとき支拂能力は最も強大となるが、大體の標準はこれが 1.00 以上なるとき安全と

いはれてゐる。この標準からいへばこの營業の支拂能力は幾分警戒を要する譯である。

(ii) **固定比率** 固定比率とは固定財産總額を資本金及び積立金の合計で割つた比率のことである。これは自己資本の中で固定化してゐる部分が如何なる割合であるかを知るに役立つ比率で、これが高い程資本の固定化から生ずる經營上の危険が少い。これを前の貸借対照表について計算をすれば次の如く 0.89 強となる。

$$\frac{300,000}{336,000} = 0.89 \text{ 強} \dots \text{固定比率}$$

自己資本が餘り固定すれば、運轉資本の缺乏によつて經營の危険を生ずることとなるが、かかる危険の有無がこの比率によつて觀察される。固定比率の安全な標準は、各營業にとつて必要な固定財産の大小によつて當然異なる筈であるが、一般の標準は 1.00 といはれてゐる。故にこの標準によれば、この營業は資本固定化による危険が幾分あるものといはなければならない。

(iv) **負債比率** 負債比率とは負債總額を資本金及び積立金の合計で割つた比率である。この比率は負債の程度を知るため必要なもので、これによつて負債の過剰から生ずる危険の有無が觀察される。これを上記の貸借対照表について計算すれば次の如く 0.61 弱である。

$$\frac{204,000}{336,000} = 0.61 \text{ 弱} \dots \dots \dots \text{負債比率}$$

負債には一定の利息が附き、且つ返済期限があるから、これが過剰となれば利息の負擔に苦しみ、又返済資金に窮するやうな危険を生ずることは明らかである。この比率の安全な程度は負債の種類、その運用方法、企業の種類等によつて著しく相違すべきものであるから、一般に共通する標準を決めるることは出来ない。非常に安全な企業で、その負債も低利長期のものならば、負債比率が相當高くなつても大した危険はないが、冒險的な或は投機的な企業で、その負債に高利短期のものが多いときは、負債比率が少し高くなつても甚だ危険なものといはなくてはならない。又負債高が季節的に變動するやうな企業もあるが、かかる企業に於ては假令負債比率が一時的に非常に高くなつても、必ずしも危険なこととはいふことが出来ない。

(二) 受取勘定比率 受取勘定比率とは取引債権、即ち賣掛金及び受取手形の合計額を手持商品高で割つた比率である。この比率は手持商品の活動を間接に示すもので、販賣活動の敏活さを知るに役立つ比率である。故にこの比率が高い程手持商品の割合に賣上高の多いことを示すから、販賣が迅速で、手持品の滞りが少いと認め

られる。これを前の貸借対照表について計算すれば次の如く 0.62 弱となる。

$$\frac{100,000}{160,000} = 0.62 \text{ 弱} \dots \dots \dots \text{受取勘定比率}$$

取引債権の平均残高は企業の種類、取引上の慣習等によって相違するから、この比率が如何なる程度以上でなければならないかといふやうな一般的標準はない。故にこれについては過去の経験によつて推測するよりほかはない。

(三) 留保利益比率 留保利益比率とは留保利益の高、即ち積立金、繰越利益金の合計額を拂込資本金で割つた比率のことである。この比率の高いことは各年度の利益がら社内に留保された部分が多いことを示すものであるから、將來の營業不振に對する準備が十分になされてゐること、及び營業方針の極めて堅實なることを示すものである。これを前の貸借対照表について計算すれば次の如く 0.13 となる。

$$\frac{39,000}{300,000} = 0.13 \dots \dots \dots \text{留保利益比率}$$

尤もこの比率による判断は開業後の年数、各年度の利益高等と照らし合せて行はれなくてはならない。

(四) 當期純益比率 留保利益比率とは當期利益金を

拂込資本金で割つた比率である。この比率は資本金高と較べて當期利益金高が如何なる割合となるかを知るに役立つ比率で、これが高い程企業の成績がよく、利益配當の歩合も良くなることを示すものである。これを前の貸借対照表について計算すれば次の如く、0.13弱である。

$$\frac{38,000}{300,000} = 0.13 \text{弱} \dots \text{當期純益比率}$$

この企業の成績は約13%の純益率を示す譯で、これを當時の経済界の景氣、同種企業の純益率等と比較すれば、經營成績を判断することが出来る。又かかる純益比率とその年度の配當率とを較べて見れば、配當率の當否も観察することが出来る。純益率と配當率との間に相當の開きがないと利益處分が健全な状態にあるとはいはれない。純益の比率はかやうに拂込資本金に對して計算されるほか、自己資本總額、即ち拂込資本金、積立金、繰越利益金の合計額に對して計算されることもある。企業の成績は拂込資本純益率よりはかかる自己資本純益率によつて一層よく観察される。何となれば、企業の資本として働いてゐる金高は拂込資本高のみではなく、積立金及び繰越利益金等をも合せた自己資本總額であるからである。殊に企業の成績を比較するやうなときは、こ

れによらなければならぬ。これを前の貸借対照表について計算すれば次の如く0.10強である。

$$\frac{35,000}{339,000} = 0.10 \text{強} \dots \text{自己資本純益率}$$

(f) **商品回轉率** 商品回轉率とは手持商品が或期間に幾回轉したかを示す比率で、平均手持商品高でその期間の賣上高を割つて計算されるものである。前の貸借対照表についてこの年度の賣上高を¥500,000と假定して計算すれば、この企業の商品回轉率は次の如く2.5である。

$$\frac{500,000}{160,000} = 2.5 \dots \text{商品回轉率}$$

即ち手持品の二倍半に當る賣上があつた譯であるから、この年度に商品が2.5回轉したといはれる。かかる回轉率を正確に計算するには平均手持品高によらなければならぬものであるが、便宜のため期末の手持商品高で計算されることが多い。この回轉が高ければ販賣活動が極めて活潑で、手持品高も適度に統制されてゐることを示すものである。商品回轉率或は回轉速度は企業の種類によつて當然異なるべきであるから、その一般的な標準速度は過去の状況及び同種の多數企業の状態等に徴して考へられなくてはならない。若しもこの比

率が低下すれば、販売高の減少或は手持高の滞りの一方又は両方が生じてゐる證據であるから十分に警戒しなければならない。又商品回転率が低下すれば、経費の負担が重くなり、運轉資本が不足し、手持商品の滞りから生ずる損失を生じ、資本純益率の低下を招くといふ如き非常に多方面に亘る故障を生ずるものであるから、これを一定の速度以上に維持することは如何なる企業にとつても極めて重要な事柄である。

(チ) 買掛金回転率 買掛金回転率とはその年度の掛賣額を買掛金残高で割った比率のことである。この比率はその年度の掛賣額が買掛金残高の幾倍に當るかを示すものであるから、これによつて買掛金回収の速度が分り、買掛金残高のなかに滞り部分があるか否かが知られる。これを前の貸借対照表について掛賣額を

¥350,000と假定して計算すれば、次の如く17.5となる。

$$\frac{350,000}{20,000} = 17.5 \dots \dots \dots \text{買掛金回転率}$$

掛賣の信用期間は企業の種類、地方の慣習等によつて異なるから、適當なる回転率の程度を決めるにはこれ等の事情を斟酌しなければならない。これを毎年度について比較し、或は同じ種類の企業について比較すれば、上の回転率が果して適當か否かが知られる。又この回転

率に相當する掛賣信用期間が次のやうに計算されるから、これと實際の信用期間とを較べれば、回収日数の遅延が如何なる程度であるかといふことも知られる。

$$\frac{365^{\text{日}}}{17.5} = 20.9^{\text{日}}$$

これによつて大體21日に相當することが知られるから、若しもその信用期間が慣習上20日であるとすれば、一日位の遅延が生じてゐるものといへる。なほまた若しも掛賣信用期間が20日であるとすれば、これに相當する買掛金残高は次の如く ¥19,126、弱となるから、これと實際の買掛金残高とを較べれば回収遅延を生じてゐる買掛金高が略知られる。

$$\frac{365^{\text{日}}}{20^{\text{日}}} = 18.3 \quad \frac{350,000^{\text{円}}}{18.3} = 19,126^{\text{円}} \text{弱}$$

(リ) 資本回転率 資本回転率とは、或期間の販売高を資本金で割った比率のことである。これは資本の活動速度を示す比率であるから、この場合の資本高は自己資本額、即ち拂込資本金、積立金及び繰越利益金等の合計額とすることが最も適當である。この比率が高い程資本高に較べて販売高が多い譯で、資本の活動速度が放速であるから、企業成績が良好となる。これを前の貸借対照表について計算すれば次の如く1.47となる。

$$\frac{500,000}{339,000} = 1.47 \dots \dots \dots \text{資本回轉率}$$

この比率の計算はその年度を通じて平均された資本高によらなければ正確でないから、年度の途中で資本高が殖えたやうなときは、これを適當に斟酌しなければならない。これを簡単に計算するには年度初めの資本高と年度末の資本高との平均をとればよい。

なほ資本の回転率が賣上高を總資本高、即ち自己資本高と借入資本高(負債)の合計額で割つて計算されることもある。これは總資本回転率といはれるもので、企業の活動力を觀るにはこの回転率による方が一層適當である。これを前の貸借對照表によつて計算すれば次の如く 0.92 となる。

$$\frac{500,000}{339,000 + 204,000} = 0.92 \dots \dots \dots \text{總資本回転率}$$

かかる資本回転率によつて企業の活動程度を比較する場合注意すべき點は、企業が土地、建物等を借りて使つてゐる場合と、自分で所有してゐる場合とで、この比率が非常に違ふことである。これ等の設備を借りて使ふときはそれだけ企業の資本は小額で足りるから、これを所有してゐるものと較べてその資本回転率が當然高くならなければならぬ。

(ス) 固定財産回転率 固定財産回転率とは賣上高を固定財産高で割つた比率のことである。この比率は賣上高が固定財産の幾倍に當るかを示すもので、固定設備が如何なる程度に活用されてゐるかを示すものである。これを前の貸借對照表について計算すれば次の如く 1.67 弱である。

$$\frac{500,000}{300,000} = 1.67 \text{ 弱} \dots \dots \dots \text{固定財産回転率}$$

この比率が低いときは固定設備の働きが不十分なことを示し、設備過剰による種々の不利益を生ずる。即ち減價銷却費、保險料、修繕費等の如く設備から生ずる費用が非常に重い負擔となり、又資本回転率も低下して成績の悪化を免れない。これ等の費用は設備の利用される程度の如何に拘らず一定して生ずるものであるから、賣上高が多くて、この回転率が或程度以上に保持されなくては、これ等の費用が非常に重い負担となる譯である。なほこの比率によつて企業の内情を比較するやうなときも、固定設備の一部を借りてゐるときと、自分で所有してゐるときでは、この回転率が當然異なることを考へて斟酌しなければならない。

2. 損益計算書分析の方法 損益計算書を分析する場合は次の如き諸比率によるのが最も適當である。

- (イ) 賣上高に対する損益諸要素の比率
- (ロ) 賣買總益率又は賣買差益率
- (ハ) 賣買純益率 (ニ) 營業利益率
- (ホ) 營業外損益比率 (ヘ) 當期利益比率
- (ト) 販賣費構成比率
- (チ) 一般營業費構成比率
- (リ) 利益處分比率

(イ) **賣上高に対する損益諸要點の比率** 損益計算上の重要な諸要素につき、賣上高を 100 とする比率で次のように計算して百分率收約損益計算書を作成すれば、損益の決定に對して各要素の與へてゐる影響の程度が明らかに知られる。

百分率收約損益計算書

賣上高	100.00
賣上商品原價	-70.00
賣買總益	30.00
販賣費	- 3.00
賣買純益	27.00
一般營業費	- 2.40
營業利益	24.60
營業外利益	+ 0.10
當期利益金	24.70

又これを各年度につき比較すれば、成績變動の原因も明らかに知ることが出来る。

(ロ) **賣買總益率又は賣買差益率** 賣買總益率とは賣上高で賣買總益又は賣買差益を割つた百分率のことである。上の百分率損益計算書によれば、かかる賣買總益率は 30 % であることが直ちに知られる。これは利幅率ともいはれ、企業の成績を左右する最も重要な歩合であるから、これが常に或る程度以上に保持されなくてはならない。然しこの比率の高低は企業の種類によつて當然異なるもので、資本回轉率の高い企業程低いのが普通である。これは資本回轉率の高い企業に於ては假令賣買總益率が低くても、資本純益率が相當になるからである。

(ハ) **賣買純益率** 賣買純益率とは賣買總益高から販賣費を引いた残高即ち賣買純益の賣上高に對する百分率である。上の百分率損益計算書によれば、かかる賣買純益率は 27 % であることが直ちに知られる。賣買純益は賣買總益と販賣費との關係で決まるものであるから、この比率の高低も賣買總益と販賣費との影響によつて主として變動するものである。故に賣買總益が一定してゐると假定すれば、この比率は専ら販賣費の大小によつて左右されるもので、販賣部の能率がこの比率に最も明瞭に反映するものである。

(d) **營業利益率** 營業利益率とは營業利益の賣上高に対する百分率であるが、上の計算によればこれが24.60%に當ることが直ちに知られる。營業利益は賣買純益から一般營業費を差引いて計算されるものであるから、賣買純益を一定と假定すれば、一般營業費の大小によつてこれが決定される。隨つてこの比率の高低は一般管理事務方面の能率を見るに最も役立つものである。この營業利益率は經營の成績を知るに最も重要な比率であつて、若しもそれが低下したならば、それが賣買純益率の低下によるか、一般營業費率の上昇によるかを調べ、又それが賣買純益率の低下によるときは、更にそれが賣賣總益率の低下によるか又は販賣費の増大によるかを調べる。又それが賣買總益率の低下によるときは、賣上價格の低下によるか、仕入價格の増大によるかを調べる。かかる順序で、漸次遡つて調べて行けば、營業成績の分析が明瞭に行はれ、成績變動の原因がつきとめられる。

(e) **營業外損益比率** 營業外損益は賣上高と關係なく生ずることが多いから、これと賣上高との比率を見ても何等役に立たないやうにも見えるが、營業利益率及び當期利益率との比較上相當役に立つものである。即ち營業外損益は營業經營の結果として直接に且つ必ず生ずべきものではなく、偶然的或は一時的な結果に過ぎな

いことが普通であるから、營業成績の判断上左程重要なものではないが、當期利益のうちこの部分が如何なる割合を占め、營業利益に對して如何なる割合に當るかを見ることは極めて必要である。上の例によれば、營業外損益の結果は利益の比率0.10に過ぎないから、當期利益金24.70中極めて小部分を占め、營業利益24.60と比較して全く看過し得べき程度に過ぎない。

(f) **當期利益比率** 當期利益とは營業利益に營業外利益若しくは營業外損失を加減して計算されるものであるが、これと賣上高との比率が當期利益比率である。上の例に於てはこの比率が24.70%であるから、¥100の賣上があれば、¥24.70の純益が結局残された結果となる。營業成績の良否は資本高に對して計算された純益率によつて最もよく觀察されるが、成績變動の原因を觀察する場合には、かかる賣上高に對する純益の比率によつて觀察する方が便利である。何となれば、かかる當期利益の比率が低下した時は前に述べたやうな諸比率に順次に遡つてその原因を容易に且つ明瞭に探究することが出来るからである。

(g) **販賣費構成比率** 販賣費構成比率とは販賣費合計を100として、各販賣費の割合を計算したもののことである。前に述べた販賣費合計の賣上高に對する比率

即ち販賣費比率 3.00 は販賣費全體の營業成績に及ぼす影響を示すものであるが、更にかかる影響を生ぜしむるところの諸要素を細分して觀察することが、販賣能率を上げるために極めて必要で、これが販賣費構成率によつて明らかに知られる。

	金額	比率
販賣員給料	2,000	66.66
發送運賃	500	16.66
廣告料	500	16.66
販賣費合計	3,000	100.00

上の諸比率によつて販賣費の中で如何なる科目が如何なる程度に重きをなしてゐるかが知られる。この例の如く費用の項目が少いときは左程重要ではないが、これが非常に多數に上るときは重要な效果を現はすものである。又これを次の如く前年度分或は數年度分と較べれば一層有效である。

	昭和十四年度	昭和十五年度	増減
販賣員給料	63.51%	66.66%	+ 3.15
發送運賃	16.43	16.66	+ 0.23
廣告料	20.06	16.66	- 3.40
販賣費合計	100.00	100.00	

上のやうに前年度と比較すれば、各販賣費の割合が如

何に變動したかがよく分る。これによれば販賣費のなかで給料の割合が大となつて、廣告費の割合が非常に小となつたことが分るから、更に遡つてその原因について調べなくてはならない。又前年度よりも販賣費合計の賣上高に對する比率が高くなつたとすれば、その原因が給料にあると云ふことも知られる。かかる原因が分れば、これから節約をするのにどの費用に手をつければよいかも自ら知れる。

(チ) 一般營業費構成比率 一般營業費構成比率とは上の販賣費構成比率と同様に一般營業費合計を 100 として各項目の割合を次の如く計算したものである。

	金額	比率
事務員給料	1,500	62.50%
保険料	100	4.17
消耗品費	300	12.50
税金	100	4.17
雜費	200	8.33
減價銷却費	200	8.33
一般營業費合計	2,400	100.00

これによつて一般營業費のなかで各費用が如何なる重要性を有つかが分る。この比率も一年度分だけでは大きな效果もないが、これと前年度分或は數年度分とを比較して各費用の増減を觀れば非常に有益な資料となる

	昭和十四年度	昭和十五年度	増 減
事務員給料	63.41%	62.50%	- 0.91
保 险 料	4.33	4.17	- 0.16
消 耗 品 費	10.45	12.50	+ 2.05
税 金	4.32	4.17	- 0.15
雜 費	9.07	8.33	- 0.74
減價銷却費	8.42	8.33	- 0.09
一般營業費合計	100.00	100.00	

これによつて観れば、一般營業費のなかで消耗品費の割合だけが前年度より著しく増加し、他の費用の割合はいづれも減少してゐる。殊に給料及び雜費の割合の減少が著しく目立つてゐるから、かかる變化の原因について調べることが非常に有益である。又若しも前にあげた賣上高に対する一般營業費の比率が前年度より高くなつてゐるとすれば、その原因が消耗品費の増大にあることがこの表で明らかにされる。かやうにして一般營業費の割合の變化が分り、その原因が明らかになれば、一般營業費の節約方法も知られる譯である。

(ii) 利益處分比率 利益處分比率とは處分された利益金のうち、社内に留保された部分と、社外に分配された部分との割合を示す比率であつて、處分利益總額を 100 とし、各部分の割合を百分率で示したものである。處分される利益は前期繰越利益金と當期利益金との合計額

であるが、前の貸借対照により例示すれば次の如く計算される。

前期繰越利益金	當期利益金	處分利益金	
3,000圓	+ 35,000圓	= 38,000圓	
積立金	配當金	賞與金	後期繰越金 合計
5,000圓	24,000圓	3,000圓	6,000圓 38,000圓
社内留保比率	社外分配比率	合 計	
28.95%	71.05%	100.00%	

このほか利益處分に關しては、當期利益金の拂込資本金に對する比率と配當率との比較も利益處分の堅實性を觀るため甚だ有益である。

昭和十四年十一月二十五日 印刷
昭和十四年十二月 五 日 發行
不 複
許 製

新會計學教科書
輯
定價 金八十錢

編纂者 三省堂編輯所
代表者 龜井豐治

發行者 東京市神田區神保町一丁目一番地
株式會社 三省堂
代表者 龜井豐治

印刷者 東京市蒲田區仲六郷一丁目五番地
株式會社 三省堂蒲田工場
代表者 喜多見昇

發行所 東京市神田區神保町一丁目一番地
株式會社 三省堂
(振替 東京三一五五五)
大阪市西區阿波座下通二の六
株式會社 三省堂大阪支店

新輯會計

終

SSD